食育の推進に関する

政策評価書

平成 27 年 10 月

総 務 省

前書き

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることを背景として、食育基本法(平成17年法律第63号)が制定された。

食育基本法は、その前文で、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められているとしている。

食育の推進は、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として取り組んでいくことが課題であり、国及び地方公共団体による施策の実施に加え、教育関係者、 農林漁業者、食品関連事業者、国民等の多様な関係者による連携・協力が重要である。

食育基本法に基づき作成されている「食育推進基本計画」には、その成果や達成度を客観的な指標により把握するための数値目標が設定されている。内閣府は、第2次食育推進基本計画(平成23年度から27年度)の数値目標について、計画期間4年目の26年度の段階で、11項目中8項目の実績値が基準値と比較して改善しているものの、目標に達している項目が1項目のため、「進展は大きくない」と評価している。

現在、平成28年度を開始年度とする第3次食育推進基本計画の作成に向けた作業が進められている。

この政策評価は、食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

目 次

| 第1 | 評価の対象とした政策等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|----|---|----|
| 1 | 評価の対象とした政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 評価を担当した部局及びこれを実施した時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 3 | 評価の観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 4 | 政策効果の把握の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 5 | 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 6 | 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項・・ | 2 |
| 第2 | 政策の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 1 | 食育基本法及び関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| (| 1) 食育基本法制定以前の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| (| 2) 食育基本法の制定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| (| 3) 食育の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| (| 4) 第1次食育推進基本計画 ······ | 5 |
| (| 5) 食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度・・・・・・・・・ | 7 |
| 2 | 第2次食育推進基本計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 9 |
| (| 1) 第2次食育推進基本計画 ······ | 9 |
| (| 2) 食育に関連する事務事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 |
| 3 | 食育に関連する予算の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15 |
| 第3 | 政策効果の把握の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 1 | 目標の達成状況についての評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 1) 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 2) 目標の設定に関する考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 2 | 当省のアンケート調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 3 | 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | 1) 子校における良に関する指導等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 3) 農林漁業体験促進のための取組の状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | 4) 食の安全に関する取組の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 第4 | 評価の結果及び意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 1 | 評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 2 | 意見・・・・・・・・ | 89 |

| 関係資料・・・ | • • • • • • • • | • • • • • • • • • • | • • • • • • • • • • • • • | 91 |
|---------|-----------------|---|---|--------|
| | | | | |
| 参考資料… | • • • • • • • • | • | • | 25 |

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価において対象とした政策は、食育基本法(平成17年法律第63号)第16条第 1項に基づき作成されている「食育推進基本計画」により取り組まれている食育の推進 に関する政策である。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官(法務・外務・文部科学等担当) 平成25年12月から27年10月まで

3 評価の観点

本政策評価は、「食育推進基本計画」により取り組まれている食育の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

(1) 既存の統計資料等の活用

既存の統計資料等から食育に関連するデータを把握し、目標の達成状況の評価や 相関分析による施策の効果を把握・分析した。

(2) 実地調査の実施

関係府省、地方公共団体、教育委員会、小学校、保育所、学校給食会等を対象に、 都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の策定状況、学校における食に関す る指導等の状況、健全な食生活実現のための取組の状況、農林漁業体験促進のため の取組の状況、食の安全に関する取組の状況等について実地調査を行い、事務事業 の実施状況や効果等を把握した。

(3) アンケート調査の実施

国民の食生活の状況、食育に関する意識等及び小学校における食に関する指導の効果等を把握するため、全国の20歳以上の国民、小学校並びにその小学校に通学する児童及び保護者を対象にアンケート調査を実施した。

| 調査対象 | 調査方法 | 対象者数 | 回収数 | 回収率 |
|----------|-------------------|--------|--------|--------|
| 20歳以上の国民 | 郵送調査及びオンライン調査 | 4,000 | 2, 191 | 54.8% |
| 小学校 | 郵送調査及びオンライン調査 | 150 | 145 | 96.7% |
| 児童・保護者 | 郵送調査(上記小学校に配布を依頼) | 4, 378 | 2,878 | 65. 7% |

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- (1) 本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価・独立行政法人評価委員会(注)の下に置かれる政策評価分科会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。
 - ① 平成25年11月13日 政策評価計画
 - ② 平成26年12月1日 調査の状況(政策評価の方向性) なお、上記分科会の議事要旨及び議事録については、総務省ホームページで公 開している。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/dokuritu_n/hyoukaiinkai.html)

- (注)政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成27年4月1日をもって、政策評価審議会に移行 した。
- (2) 本政策評価の政策効果を把握するための手法の検討に当たって、次のとおり、学識経験者及び専門家の協力を得た。
 - ① 大学教授・准教授(栄養学、社会学等)、栄養専門学校経営者等(10人)
 - ② 日本食育学会等関係団体(5団体)

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及びアンケート調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 食育白書(内閣府)
- ② 食育に関する意識調査(内閣府)
- ③ 児童生徒の食事状況等調査(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- ④ 国民健康·栄養調査(厚生労働省)
- ⑤ 食生活及び農林漁業体験に関する調査(農林水産省)
- ⑥ 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」(食品安全委員会)

第2 政策の概要

1 食育基本法及び関連施策

(1) 食育基本法制定以前の取組

食育基本法が制定される以前にも、食育を推進するため、図表 1 のとおり、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び食品安全委員会が中心となって、様々な取組が進められていた。また、地方公共団体及び民間団体においても、自発的な取組が行われていた。

図表 1 食育基本法制定以前の取組

| 取組主体 | 主 な 取 組 内 容 | | | | |
|----------------------|--|--|--|--|--|
| 文部科学省 | ○ 学校における食育の推進 | | | | |
| | ・ 学校における指導体制の整備(栄養教諭制度(平成17年4月)) | | | | |
| | ・ 教職員等への啓発(食に関する指導シンポジウムの開催) | | | | |
| | ・ 教職員の指導力の向上(食に関する指導参考資料の作成、研修会の開催) | | | | |
| | ・ 食に関する学習教材の充実(食生活学習教材の作成) | | | | |
| | ・ 学校給食の充実(米飯給食、地産地消の推進) | | | | |
| | ○ 家庭における食育の推進(家庭教育手帳の作成) | | | | |
| | ○ 学校、家庭及び地域が連携した食育の推進(学校を中心とした食育推進事業) | | | | |
| 厚生労働省 | ○ 社会全体で健康な食生活を実践する体制づくりの形成 | | | | |
| | ・ 「健康日本21」(栄養・食生活)の目標達成の推進 | | | | |
| | ・ 「食生活指針」の普及・定着 | | | | |
| | ・ 「食事バランスガイド」の活用と普及啓発(農林水産省と連携) | | | | |
| | ・・食生活改善普及運動の推進 | | | | |
| | ○ 一人ひとりの健康・栄養状態に対応したきめ細かな「栄養・食生活」改善の | | | | |
| | 実現 | | | | |
| | ・ 糖尿病予防のための栄養・運動指導マニュアルの策定 | | | | |
| | 健診後の事後指導など個別栄養指導の徹底 | | | | |
| | ・ 管理栄養士等の資質の向上とその活用の推進 | | | | |
| atta I I I I I I I I | ○ 科学的根拠に基づいた施策の推進 | | | | |
| 農林水産省 | ○ 全国的な食育活動の展開 | | | | |
| | 「食事バランスガイド」の普及活用(厚生労働省と連携) | | | | |
| | ・ 「食を考える月間」(毎年1月に食育に関するイベントを開催) | | | | |
| | ・ 食育推進体制の整備(民間の食育活動団体を支援) | | | | |
| | ・ 手法の高度化(食品産業でのモデル事業の実施) | | | | |
| | ○ 地域の特性を活かした活動の支援 | | | | |
| | ・食育推進ボランティアを中心とした地域の食育活動を支援 | | | | |
| | ・ 地域の食材について消費者と生産者の意見交換の場づくりの支援 | | | | |
| A 1 + A - X 1 - A | ・食に関する様々な体験を通じて食に関する理解を促進する取組を支援 | | | | |
| 食品安全委員会 | ○ 食品健康影響評価に関する意見交換会等の実施 | | | | |
| | ○ 食品の安全性に関する情報の提供 | | | | |
| Ub + /\ TL TT /+ | ○ リスク分析に基づく食品安全行政 | | | | |
| 地方公共団体 | ○ 「朝ごはん条例」や「食のまちづくり条例」の制定 | | | | |
| 及び民間団体 | ○ 教育、保育、保健、農林漁業、食品、料理、ボランティア等の関係団体によ | | | | |
| | る多種多様な取組 | | | | |

(注)「食育の推進に向けて」(内閣府)等に基づき当省が作成した。

(2) 食育基本法の制定

食育基本法は、平成17年7月に施行された。食育基本法が制定された背景は、同法の前文に、「食」を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加、過度の痩身志向、「食」の安全上の問題の発生、「食」の海外への依存、伝統ある食文化の喪失とされている。また、食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を

はぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、その基本理念を、以下のとおり定めている。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成(第2条)
- ② 食に関する感謝の念と理解(第3条)
- ③ 食育推進運動の展開(第4条)
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割(第5条)
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践(第6条)
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料 自給率の向上への貢献(第7条)
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割(第8条)

(参考) 食育基本法前文(抜粋)

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

(3) 食育の推進体制

国は、食育の基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施する責務を有している(食育基本法第9条及び第10条)。

そのため、国は「食育推進基本計画」を作成するものとされている(同法第16条)。 また、内閣府は、食育推進会議の庶務を含め、食育の推進を図るための基本的な 施策に関する企画、立案、総合調整の事務を担っており、食品安全委員会、消費者 庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各省庁と連携を図り、政府とし て一体的に食育の推進に取り組んでいる。

一方、都道府県は「都道府県食育推進計画」を、市町村は「市町村食育推進計画」 をそれぞれ作成するよう努めなければならないとされている(同法第17条及び第18 条)。 加えて、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等及び国民は、食育の推進に積極的に努めるとともに、食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとされている(同法第11条~第13条)。

(4) 第1次食育推進基本計画

食育推進会議は、食育基本法第16条第1項に基づき、平成18年3月、平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「食育推進基本計画」(以下「第1次基本計画」という。)を作成した。

第1次基本計画では、以下のとおり、7の基本的な方針、9の目標及び7の総合的な 促進に関する事項が定められた。

ア 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

第1次基本計画では、食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、 次の7つが定められた。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

イ 食育の推進に関する目標

第1次基本計画では、食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効であること、また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要であるとの考え方から、9の目標を設定するとともに、その達成度合いを測るために12の目標値が設定された。

目標値及びその達成状況は、図表2のとおりであり、12目標値のうち、目標を達成したものは3目標値である(図表中⑤の内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合、⑥の食育の推進に関わるボランティアの数及び⑨i)の推進計画を作成・実施している都道府県の割合)。

目標の達成には至らなかったものの基準値と比較して数値が改善したものは5 目標値である(図表中①の食育に関心を持っている国民の割合、②i)の朝食を 欠食する子どもの割合、③の学校給食における地場産物を使用する割合、⑦の教 育ファームの取組がなされている市町村の割合及び⑨ii)の推進計画を作成・実施 している市町村の割合)。

基準値と比較して数値が悪化したものは4目標値である(図表中②ii)並びにiii) の朝食を欠食する20歳代及び30歳代男性の割合、④の「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合及び®の食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合)。

図表2 第1次基本計画における目標及びその達成状況

| 目標 | 基準値 (平成17年度) | 目標値 (22年度) | 実績値 (22年度) |
|--|---|----------------------------------|------------------------------------|
| ① 食育に関心を持っている国民の 割合の増加 | 69.8% | 90%以上 | 70.5% |
| ② 朝食を欠食する国民の割合の減少 | i)子ども:4.1% ii)20歳代男性:29.5% iii)30歳代男性:23.0% | i) 0% ii) 15%以下 iii) 15%以下 | i) 1.6% ii) 33.0% iii) 29.2% |
| ③ 学校給食における地場産物を使 用する割合の増加 | 21. 2% | 30%以上 | 26.1% |
| ④ 「食事バランスガイド」等を参考 に食生活を送っている国民の割合 の増加 | 58.8% | 60%以上 | 50. 2% |
| ⑤ 内臓脂肪症候群(メタボリック シンドローム)を認知している国 民の割合の増加 | 77.3% | 80%以上 | 89.4% |
| ⑥ 食育の推進に関わるボランティ アの数の増加 | 28万人 | 現状値の 20%以上増加 | 34.5万人 (23%増) |
| ⑦ 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加 | 0.4% | 60%以上 | 31.7% |
| ⑧ 食品の安全性に関する基礎的な 知識を持っている国民の割合の増 加 | 45. 7% | 60%以上 | 37. 4% |
| ⑨ 推進計画を作成・実施している 都道府県及び市町村の割合の増加 | i)都道府県:— ii)市町村:— | i)100% ii)50%以上 | i) 100% ii) 40.0% |

⁽注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

ウ 食育の総合的な促進に関する事項

第1次基本計画では、食育を総合的に促進するため、図表3のとおり、国が取り 組むとともに、地方公共団体等が推進に努めるべき40項目に分類された施策を示 している。

図表3 第1次基本計画に示されている施策

| 事 項 | 取り組むべき施策 |
|-------------------|---|
| ① 家庭における 食育の推進 | 生活リズムの向上 子どもの肥満予防の推進 望ましい食習慣や知識の習得 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 栄養教諭を中核とした取組 青少年及びその保護者に対する食育推進 |
| ② 学校、保育所等における食育 | ・ 指導体制の充実・ 子どもへの指導内容の充実 |

| 事項 | 取り組むべき施策 |
|----------|-----------------------------------|
| の推進 | ・ 学校給食の充実 |
| *>1EYE | ・食育を通じた健康状態の改善等の推進 |
| | ・保育所での食育推進 |
| ③ 地域における | ・ 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践 |
| 食生活の改善の | ・「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進 |
| ための取組の推 | ・ 専門的知識を有する人材の養成・活用 |
| 進 | ・ 健康づくりや医学教育等における食育推進 |
| | ・ 食品関連事業者等による食育推進 |
| ④ 食育推進運動 | ・食育月間の設定・実施 |
| の展開 | ・継続的な食育推進運動 |
| | ・ 各種団体等との連携・協力体制の確立 |
| | ・ 民間の取組等に対する表彰の実施 |
| | ・ 国民運動に資する調査研究と情報提供 |
| | ・ 食育に関する国民の理解の増進 |
| | ボランティア活動への支援 |
| ⑤ 生産者と消費 | ・都市と農山漁村の共生・対流の促進 |
| 者との交流の促 | ・ 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供 |
| 進、環境と調和 | ・農林漁業者等による食育推進 |
| のとれた農林漁 | ・ 地産地消の推進 |
| 業の活性化等 | ・バイオマス利用と食品リサイクルの推進 |
| ⑥食文化の継承 | ・ボランティア活動等における取組 |
| のための活動へ | ・ 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用 |
| の支援等 | ・ 専門調理師等の活用における取組 ・ 関連情報の収集と発信 |
| | ・ 知的財産立国への取組と連携 |
| ⑦ 食品の安全 | ・ リスクコミュニケーションの充実 |
| 性、栄養その他 | ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供 |
| の食生活に関す | ・ 基礎的な調査・研究等の実施 |
| る調査、研究、 | ・食品情報に関する制度の普及啓発 |
| 情報の提供及び | ・ 地方公共団体等における取組の促進 |
| 国際交流の推進 | ・食育の海外展開と海外調査の推進 |
| | ・ 国際的な情報交換等 |
| | |

(注) 第1次基本計画に基づき当省が作成した。

(5) 食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度

食育基本法第14条において、政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされている。 食育基本法の制定後に、各府省が講じた食育の推進に関する制度のうち、主なものは、図表4のとおりである。

図表 4 食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度

| 時 期 | 事 項 |
|---------|---------------------------------|
| 平成20年3月 | 小学校及び中学校の学習指導要領の改訂 |
| | 幼稚園教育要領の改訂 |
| | 保育所保育指針の改定 |
| 20年4月 | 特定健康診査・特定保健指導(いわゆる「メタボ健診」)の開始 |
| 20年6月 | 学校給食法の改正 |
| 21年3月 | 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂 |
| 23年3月 | 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農 |
| | 林水産物の利用促進に関する法律の施行 |

(注) 食育白書等に基づき当省が作成した。

ア 学校、保育所等における食育の推進に関する主な制度

平成19年度から21年度にかけて、学校給食法(昭和29年法律第160号)、学習指導要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針が改正され、食育の推進が制度上明確に位置付けられ、食育を教育の課程又は保育の一環に組み込むための措置が講じられた。

人格形成期にある多数の幼児及び児童生徒を対象に、食育を計画的に進めるための制度が整えられたことは、食育の効果を広範かつ持続的に発現させる上で重要である。

(7) 学校給食法の改正

平成20年6月の学校給食法の改正(21年4月施行)では、目的規定に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこと及び校長が食に関する指導の全体的な計画を作成することが規定された。

文部科学省は、学校給食法の改正及び学習指導要領の改訂(後述(イ)参照) を踏まえ、平成22年3月、「食に関する指導の手引き」を改訂している。

なお、平成25年5月現在、約3万校の小学校及び中学校で、約950万人の児童 生徒(全体の92.9%) が給食を受けている。

(イ) 学習指導要領等の改訂

文部科学省は、平成20年3月に小学校及び中学校の学習指導要領を、21年3月に高等学校及び特別支援学校の学習指導要領を改訂し、総則に、「学校における食育の推進」を明確に位置付け、家庭科や保健体育等の関連教科における食育に関する記述を追加している。

また、平成20年3月、幼稚園教育要領を改訂し、食育に関する記述を追加している。

(ウ) 保育所保育指針の改定

厚生労働省は、平成20年3月に保育所保育指針を改定し、食育の推進を明確 に位置付け、食育の計画の作成・評価に関する記述を追加している。

また、平成24年3月、「保育所における食事の提供ガイドライン」を策定している。

イ 特定健康診査・特定保健指導(いわゆる「メタボ健診」)の実施

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、生活習慣病の予防の徹底を図るため、特定健康診査・特定保健指導(いわゆる「メタボ健診」)が実施されている。

これは、国民医療費の抑制を目的とするものであり、厚生労働省は、特定保健 指導参加者のメタボリックシンドローム関連疾患(高血圧症、脂質異常症及び糖尿 病)の医療費は、非参加者と比べて3割以上低く、医療費が抑制できたとしている (第13回保険者による健診・保健指導等に関する検討会資料(平成26年11月))。

一方、第1次基本計画(平成18年度~22年度)では、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加」を、第2次食育推進基本計画(23年度~27年度)では、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」を、それぞれ目標の一つに掲げており、医療費抑制のための達成手段が同時に食育を推進するための手段となっている。

ウ 六次産業化・地産地消法による学校給食における地場産物使用割合の目標値

平成23年3月に、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。いわゆる「六次産業化・地産地消法」)に基づき定められた「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成23年3月14日農林水産省告示第607号)では、目標の一つとして平成27年度までに学校給食における地場産物の使用割合を30%以上とすることを示している。これは、第2次食育推進基本計画の「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」の目標値(27年度までに30%以上)と同一の目標を掲げているものとなっている。

2 第2次食育推進基本計画

(1) 第2次食育推進基本計画

現在、実施されている食育の推進に関する施策は、平成23年度から27年度までの 5年間を計画期間とする第2次食育推進基本計画(以下「第2次基本計画」という。) に基づいている。

第2次基本計画では、以下のとおり、3の重点課題、7の基本的な取組方針、11の目標及び7の総合的な促進に関する事項が定められている(資料1「食育の推進に

関する政策の脈絡図(イメージ)」参照)。

ア 重点課題

第2次基本計画では、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられること、あるいは高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増しているとの認識の下、以下のとおり、3の重点課題を定めている。

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

イ 基本的な取組方針

第2次基本計画では、以下のとおり、第1次基本計画の基本的な方針と同じ7の 基本的な取組方針を定めている。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7) 食品の安全性の確保等における食育の役割

ウ 食育の推進に関する目標

第2次基本計画では、11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている。

その基本的な考え方は、食育推進基本計画上、「国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする」と述べられている。

11目標及び13目標値は、図表5のとおりであり、第1次基本計画から継続して設定されたものが5目標、第1次基本計画の目標を見直して設定されたものが4目標、新規に定められたものが2目標となっている。

図表5 第2次基本計画における食育の推進に関する目標

| 目標 | 区分 | 設定理由 | 基準値 (平成22年度) | 目標値 (27年度) |
|--|-----|--|--|-----------------------|
| ① 食育に関心 を持っている 国民の割合の 増加 | 継続 | 食育を国民運動として推進し、成果を挙 げるためには、国民一人一人が自ら実践を 心掛けることが必要であるが、これにはま ずより多くの国民に食育に関心を持って もらうことが欠かせないため。 | 70. 5% | 90%以上 |
| ② 朝食又は夕 食を家族と一 緒に食べる 「共食」の回 数の増加 | 新規 | 家族揃って食事をする機会が様々な要因で減少しているが、家族との「共食」は、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させ精神的な豊かさをもたらすと考えられるため。 | 週9回 | 週10回以上 |
| ③ 朝食を欠食 する国民の割 合の減少 | 継続 | 朝食の欠食が若い世代を中心に、依然として高い状況であり、健康的な生活リズムや生活習慣を確立するため。 | i)子ども 1.6% (19年度) ii)20~30歳代 男性 28.7% (20年度) | i) 0% ii) 15%以下 |
| ④ 学校給食に おける地場産 物等を使用す る割合の増加 | 見直し | 学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため。また、都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に、国内産の農林水産物を活用していくことも学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であるため、国産の食材を使用する割合を目標として追加(平成25年12月)。 | i)地場産物 26.1% (21年度) ii)国内産 77% (24年度) | i) 30%以上 ii) 80%以上 |
| ⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 | 継続 | 健全な食生活を実践するためには、国民 一人一人が「何を」「どれだけ」食べたら よいかを、把握、判断し、個々人に適した 食事をとることが必要であるため。 | 50. 2% (21年度) | 60%以上 |
| ⑥ 内臓脂肪 () 内臓脂肪 () 内臓脂肪 () 内臓脂 () 内臓脂 () 内臓脂 () 内臓脂 () 内心 | 見直し | 生活習慣病の有病者やその予備群とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は脂質異常を重複的に発症させている傾向がみられるため。 第1次基本計画の「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加」を見直し。 | 41.5% | 50%以上 |
| ⑦ よく噛んで 味わって食べ るなどの食べ 方に関心のあ る国民の割合 の増加 | 新規 | 国民が健やかで豊かな生活を過ごすには、十分な口腔機能の発達、維持が必要であり、身体の栄養のみならず味わいや心のくつろぎにつながる食べ方に関心を持ってもらうことが重要であるため。 | 70. 2% | 80%以上 |

| 8 食育の推進 に関わるボラ ンティアの数 の増加 | 継続 | 食育を国民運動として推進し、これを国 民一人一人の食生活において実践しても らうためには、食生活の改善等のために全 国各地で国民の生活に密着した活動に携 わるボランティアが果たしている役割が 重要であるため。 | 34.5万人 (21年度) | 37万人以上 |
|---|-----|---|------------------|--------|
| ⑨ 農林漁業体 験を経験した 国民の割合の 増加 | 見直し | 食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要であるため。 第1次基本計画の「教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」を見直し。 | 27% | 30%以上 |
| ® 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 | 継続 | 健全な食生活の実践のためには、食品に関するリスクなど安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であると考えられるため。 | 37.4% | 90%以上 |
| ① 推進計画を 作成・実施し ている市町村 の割合の増加 | 見直し | 食育基本法が、市町村に対して、食育推進計画を作成するよう努めることを求めているため。 第1次基本計画の期間中に全ての都道府県で推進計画が作成されたため、対象を市町村のみに変更。 | 40% | 100% |

⁽注)第2次基本計画に基づき当省が作成した。

エ 食育の総合的な促進に関する事項

第2次基本計画では、食育を総合的に促進するため、図表6のとおり、国が取り 組むとともに、地方公共団体等が推進に努めるべき40項目に分類された施策を示 している。

これら40項目に分類された施策は、食育基本法が定める「第三章 基本的施策」 の項目に沿って整理されており、11目標を達成する手段としては明確になってい ない。

図表6 第2次基本計画に示されている施策

| 事 項 | 取り組むべき施策 |
|----------|-------------------------|
| ① 家庭における | ・ 子どもの基本的な生活習慣形成 |
| 食育の推進 | ・望ましい食習慣や知識の習得 |
| | ・ 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導 |
| | ・ 子ども・若者の育成支援における共食等の推進 |
| ② 学校、保育所 | ・食に関する指導の充実 |
| 等における食育 | ・ 学校給食の充実 |
| の推進 | ・ 食育を通じた健康状態の改善等の推進 |
| | ・保育所での食育推進 |
| ③ 地域における | ・ 栄養バランスが優れた日本型食生活の実践 |
| 食育の推進 | ・ 「食育ガイド」(仮称)等の活用促進 |
| | ・ 専門的知識を有する人材の養成・活用 |
| | ・ 健康づくりや医学教育等における食育推進 |
| | ・ 生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進 |
| | ・ 歯科保健活動における食育推進 |

| | Little Land Control of the Control |
|----------|------------------------------------|
| | ・ 高齢者に対する食育推進 |
| | ・ 男性に対する食育推進 |
| | ・ 食品関連事業者等による食育推進 |
| ④ 食育推進運動 | ・ 食育推進運動展開における連携・協力体制の確立 |
| の展開 | ・ 食育に関する国民の理解の増進 |
| | ・ ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等 |
| | ・ 食育月間及び食育の日の設定・実施 |
| | ・ 運動に資する情報の提供 |
| ⑤ 生産者と消費 | ・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進 |
| 者との交流の促 | ・ 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供 |
| 進、環境と調和 | ・ 農山漁村コミュニティの維持再生 |
| のとれた農林漁 | ・農林漁業者等による食育推進 |
| 業の活性化等 | ・ 地産地消の推進 |
| | ・ バイオマス利用と食品リサイクルの推進 |
| ⑥ 食文化の継承 | ボランティア活動等における取組 |
| のための活動へ | ・ 学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用 |
| の支援等 | ・ 専門調理師等の活用における取組 |
| | ・ 関連情報の収集と発信 |
| ⑦ 食品の安全 | ・ 世代区分等に応じた国民の取組の提示 |
| 性、栄養その他 | ・ 基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供 |
| の食生活に関す | リスクコミュニケーションの充実 |
| る調査、研究、 | ・ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供 |
| 情報の提供及び | |
| 国際交流の推進 | ・ 地方公共団体等における取組の促進 |
| | ・食育の海外展開と海外調査の推進 |
| | ・ 国際的な情報交換等 |
| | 1 |

(注) 第2次基本計画に基づき当省が作成した。

(2) 食育に関連する事務事業

第2次基本計画では、上記(1)エのとおり、国が取り組むとともに、地方公共団体等が推進に努めるべき40項目に分類された施策が示されているが、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。

そのため、当省が、各府省の食育に関連する事務事業の実施状況を調査したところ、図表7のとおり、平成23年度から25年度までの間に145事務事業が実施されていた。その主な内訳は、内閣府13、文部科学省23、厚生労働省18、農林水産省35、外務省44等である。

図表7 関係府省における食育関連事務事業

| 府省名 | 事務事業数 | 主な事務事業 |
|---------|--------|---|
| | /15/// | ・ 食育ガイドのホームページ掲載 |
| | | ・ 食育推進ボランティアの表彰 |
| 内閣府 | 13 | ・ 食育月間の周知 |
| | 10 | ・ 食育推進全国大会の開催 |
| | | ・食育推進事例の情報収集・提供 |
| | | ・ 子供の生活習慣づくり支援事業(早寝早起き朝ごはん運動の推 |
| | | ・ 丁供の生品首順のくり又抜争素(平浸平起き朝こはん連動の推進) |
| 文部科学省 | 23 | , |
| 入市/ 十子 | ۷۵ | ・ 栄養教諭を中核とした食育推進事業 |
| | | ・食生活学習教材の作成・配布 |
| | | ・ 学校給食における地場産物の活用促進事業等 |
| | | ・「食事バランスガイド」(農林水産省と共同作成)、妊産婦のた |
| 巨小兴思小 | 10 | めの食生活指針、保育所保育指針等の周知・啓発 |
| 厚生労働省 | 18 | ・管理栄養士等の人材養成 |
| | | ・ 糖尿病予防戦略事業 |
| | | ・ 8020運動推進特別事業 |
| | | ・ 消費・安全対策交付金(教育ファーム、地域における日本型食 |
| | | 生活の普及促進を支援) |
| 農林水産省 | 35 | ・食育活動の全国展開委託事業 |
| | | ・食材提供の場を活用した食育実践活動事業 |
| | | ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、都市農村共生・対流 |
| | | 総合対策交付金(子ども農山漁村交流プロジェクト) |
| 消費者庁 | 7 | ・ 食の安全に関するリスクコミュニケーション等 |
| 食品安全委員会 | 1 | ・ 食の安全に関するリスクコミュニケーション |
| 総務省 | 2 | ・ 子ども農山漁村交流プロジェクト(文部科学省及び農林水産省 |
| 小四分 目 | 2 | との連携事業) |
| 法務省 | 1 | ・ 少年院における食育指導 |
| 外務省 | 44 | ・ 情報誌や映像を用いた日本の食文化の紹介、在外公館文化事業 |
| / M为 自 | 44 | 等 |
| 環境省 | 1 | ・ 食品廃棄物の発生抑制取組事例の紹介等 |
| 合計 | 145 | |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 本表の事務事業は平成23年度から25年度までの間に実施されていたものであり、その後終了したものを含んでいる。

これら145事務事業のうち、各府省が、11目標との対応関係があると考えているものは99事務事業、目標との対応関係はないが食育の推進に資すると考えているものは46事務事業である。

また、目標と事務事業の関係は、図表8のとおり、1目標が多数の事務事業に対応していると同時に、図表9のとおり、目標との対応関係がある99事務事業の3割近くが多数の目標に対応している「多対多」の関係になっている。

図表8 第2次基本計画の各目標に対応する事務事業数

| 目標 | 左の目標に対応 する事務事業数 |
|-------------------------------------|--------------------|
| ① 食育に関心を持っている国民の割合の増加 | 52 |
| ② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 | 18 |
| ③ 朝食を欠食する国民の割合の減少 | 28 |
| ④ 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加 | 25 |
| ⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 | 33 |
| ⑥ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切 | 19 |
| な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 | |
| ⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 | 20 |
| ⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 | 13 |
| ⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 | 23 |
| ⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 | 23 |
| ⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 | 10 |
| ※ 目標との対応関係なし | 46 |

⁽注)当省の調査結果による。

図表9 食育関連事務事業が対応している第2次基本計画 の目標の数

| 1事務事業が対応している目標の数 | 左の事務事業数 |
|------------------|--------------|
| 11目標 | 9 7 |
| 10目標 | 3 |
| 8目標 | 1 |
| 6目標 | 1 > 29 (29%) |
| 5目標 | 1 |
| 4目標 | 4 |
| 3目標 | 10 J |
| 1目標 | 70 (71%) |
| ※目標との対応関係なし | 46 (—) |

⁽注)当省の調査結果による。

3 食育に関連する予算の推移

平成18年度から26年度までの内数予算(その予算の中に食育の推進に関する事業が含まれてはいるものの、予算額が特定できないもの)を除いた食育関連予算の推移は、図表10のとおりであり、予算額の特定できる施策については、平成20年度の122.7億円をピークに予算額は減少し、26年度には15.1億円となっている。

図表10 食育関連予算の推移

(単位:億円)

| | | | | | | | | | - 1/0-1/4/ |
|-----------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|------------|
| 事 項 | 平成18年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| ①家庭 | 3. 7 | 4.4 | 3. 3 | 2. 7 | 1.0 | 0.5 | 0.3 | 0.4 | 0.3 |
| ②学校、保育所 | 8.2 | 10.8 | 13.8 | 15. 2 | 3. 3 | 2.8 | 2. 3 | 2. 3 | 2. 9 |
| ③地域 | 45. 7 | 44.6 | 34. 4 | 34. 2 | 12.6 | 7. 0 | 6.9 | 8.3 | 5. 5 |
| ④食育推進運動 | 1.8 | 1.8 | 19.6 | 20.8 | 13. 1 | 13. 7 | 8.0 | 1.5 | 1.5 |
| ⑤生産者・消費者 | 26. 3 | 47.8 | 46.7 | 27.6 | 12.6 | 3.6 | 0 | 0.1 | 4. 2 |
| ⑥食品の安全性 | 2. 3 | 3.5 | 5. 2 | 4. 7 | 2. 1 | 1.6 | 0.9 | 0.8 | 0.7 |
| 合計 | 88.0 | 112.8 | 122. 7 | 105. 2 | 44. 7 | 29. 1 | 18. 5 | 13. 3 | 15. 1 |
| (参考) 内数予算 | 442. 2 | 450.4 | 468.8 | 372.3 | 415.8 | 283.8 | 440. 2 | 457.8 | 364. 4 |

- (注) 1 食育白書に基づき当省が作成した。
 - 2 金額は四捨五入したため合計は必ずしも一致しない。
 - 3 「事項」欄は、第1次基本計画及び第2次基本計画の「食育の総合的な促進に関する事項」であり、以下を略記している。また、食育の総合的な促進に関する事項のうち、「食文化の継承のための活動への支援等」は、全てが内数予算(下記5参照)のため、区分していない。
 - 「①家庭」: 家庭における食育の推進
 - 「②学校、保育所」: 学校、保育所等における食育の推進
 - 「③地域」: 地域における食生活の改善のための取組の推進(第1次基本計画)、地域における食育の推進(第2次基本計画)
 - 「④食育推進運動」: 食育推進運動の展開
 - 「⑤生産者・消費者」: 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化 等
 - 「⑥食品の安全性」: 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進
 - 4 食育白書では、年度によって、食育の総合的な促進に関する事項に属する施策が異なる場合、 同一の施策が複数の事項に再掲されている場合があるが、本表は、平成26年度の内閣府の区分 (各施策のその目的上、最も関連のある区分に掲載)に従って、各年度の施策を統一的に整理 している。
 - 5 「(参考) 内数予算」は、その予算の内数として食育関連の事項が含まれているものの、予算額の内訳が特定できないため、全体の予算額を参考までに記載したものである。

第3 政策効果の把握の結果

1 目標の達成状況についての評価

(要旨)

(第2次基本計画の目標の達成状況についての評価)

第2次基本計画(平成23年度から27年度)では、食育に関する11の目標の達成度合い を測るために13の目標値が設定されている。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目(平成26年度)の実績で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)の各行政機関共通区分に当てはめた場合、評価の結果は「進展が大きくない」と判定される(この評価の結果は、内閣府が平成26年8月に実施した政策評価の結果と同じである。)。

11目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが2目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが6目標、基準値と比較して数値が悪化しているものが3目標となっている。

- ① 目標期間終了前の現段階で目標を達成している2目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。
- ② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している6目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」等である。
- ③ 基準値と比較して数値が悪化している3目標は、「食育に関心を持っている国民の 割合の増加」、「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」等である。

(目標の設定に関する考察)

第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のような状況がみられた。

- ① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。
- ② 調査した27都道府県では、次のとおり、第2次基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目標値の間の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる。
 - (a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れていない場合があり、その数は、11目標別にそれぞれ1都道府県(3.7%)から23都道府県(85.2%)となっている(都道府県が最も取り入れていない目標は「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」である。)。
 - (b) 「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、11都道府県から

13都道府県が、これらの目標に代え、自らが把握したデータを基に設定した健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく都道府県健康増進計画の目標(野菜の摂取量や肥満者の割合等)などを設定している。

(c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあるため、「朝食を欠食する国民の割合の減少」などは、全都道府県の目標値を積み上げても、国の目標値を達成することができないものとなっている。

(1) 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価

第2次基本計画(平成23年度~27年度)では、食育に関する11の目標の達成度合い を測るために13の目標値が設定されている(前述第2の2(1)ウ参照)。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目(平成26年度)の実績(注)で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の各行政機関共通区分に当てはめた場合、図表1-①のとおり、一部の測定指標で目標が達成されなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要すると考えられるため、評価の結果は「進展が大きくない」と判定される。

(注) 一部未把握のものは過年度実績による。

11目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが2目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが6目標、基準値と比較して数値が悪化しているものが3目標となっている。

- ① 目標期間終了前の現段階で目標を達成している2目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。
- ② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している6 目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」等である。
- ③ 基準値と比較して数値が悪化している3目標は、「食育に関心を持っている国民の割合の増加」、「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」等である。なお、内閣府は、平成26年8月に実施した政策評価(「平成25年度実施施策に係る政策評価書」内閣府25-45(政策12-施策⑤))において、第2次基本計画の基準値と計画期間3年目の測定値とを比較し、食育の総合的推進は「進展が大きくない」と評価している。

図表1-① 第2次基本計画における目標値と測定値

| 目標 | 基準値 (22年度) | 目標値 (27年度) | 測定値 (26年度) | 達成 状況 |
|---|---|---------------------|--|----------|
| ① 食育に関心を持っている国 民の割合の増加 | 70.5% | 90%以上 | 68.7% | × |
| ② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 | 週9回 | 週10回以上 | 週10回 | \circ |
| ③ 朝食を欠食する国民の割合の減少 | i)子ども1.6% (19年度) ii)20~30歳代 男性 28.7% (20年度) | i) 0% ii) 15%以下 | i) 1.5% (22年度) ii) 28.2% (25年度) | Δ |
| ④ 学校給食における地場産物 等を使用する割合の増加 | i)地場産物 26.1% (21年度) ii)国内産 77% (24年度) | i)30%以上 ii)80%以上 | i) 25. 8% (25年度) ii) 77% (25年度) | × |
| ⑤ 栄養バランス等に配慮した 食生活を送っている国民の割 合の増加 | 50.2% (21年度) | 60%以上 | 52.7% | Δ |
| ⑥ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 | 41. 5% | 50%以上 | 42. 1% | Δ |
| ⑦ よく噛んで味わって食べる などの食べ方に関心のある国 民の割合の増加 | 70. 2% | 80%以上 | 71.6% | Δ |
| ⑧ 食育の推進に関わるボラン ティアの数の増加 | 34.5万人 (21年度) | 37万人以上 | 33.9万人 | × |
| ⑨ 農林漁業体験を経験した国 民の割合の増加 | 27% | 30%以上 | 33% | 0 |
| ⑩ 食品の安全性に関する基礎 的な知識を持っている国民の 割合の増加 | 37.4% | 90%以上 | 70. 1% | Δ |
| ① 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 | 40% | 100% | 76.0% | Δ |

- (注) 1 食育白書に基づき当省が作成した。
 - 2 「達成状況」欄は、測定値が目標値を達成している場合に「○」、目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している場合に「△」、基準値と比較して数値が悪化している場合に「×」を付した。

なお、食育基本法では、第2条から第8条に7つの基本理念が示されており、第9条において、国は、これらの基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされている。これらの基本理念と第1次基本計画及び第2次基本計画における目標との関係をみると、食育基本法の施行から10年が経過してなお、法律の基本理念の中には、例えば、食に関する感謝の念(第3条)、伝統的な食文化(第7条)、環境と調和した生産と消費(第7条)等に関する目標等その設定が行われていないものがある。食育を国民運動として推進する観点からは、目標の開発に努めるほか、目標を設定しない理由を説明

することが望まれる。

(2) 目標の設定に関する考察

第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のような状況がみられた。

- ① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない(前述第2の2(2)参照)。
- ② 調査した27都道府県では、次のとおり、第2次基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目標値の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる(図表1-②及び図表1-③参照)。
 - (a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れていない場合があり、その数は、11目標別にそれぞれ1都道府県(3.7%)から23都道府県(85.2%)となっている。

調査した都道府県の半数以上が設定していない目標は、「②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」が14都道府県(51.9%)、「⑦よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加」が17都道府県(62.9%)、「⑧食育の推進に関わるボランティアの数の増加」が14都道府県(51.9%)、「⑩食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」が23都道府県(85.2%)である。

特に、「⑩食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」については、複数の都道府県が、目標として取り入れない理由に、目標に関するデータを保有していないことや「食品の安全性」の定義が曖昧であることを挙げている。

(b) 「⑤栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「⑥ 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、これらの目標に代え、自らが県民健康・栄養調査等で把握したデータを基に設定した健康増進法に基づく都道府県健康増進計画の目標(野菜の摂取量や肥満者の割合等)などを設定している。

例えば、「⑤栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」については、11都道府県が、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合、食塩摂取量、野菜摂取量、果物摂取量等を指標としている。また、「⑥内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、13都道府県が、肥満者・肥満傾向児の割合、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合等を指標としている。

(c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあ

るため、全都道府県の目標値を積み上げても、国の目標値を達成することができない目標が生じている。

例えば、「③朝食を欠食する国民の割合の減少(子ども)」は、国の目標値は欠食率0%となっているが、7都道府県が、欠食率を「1%未満」から7%に設定している。

図表 1-② 調査した 27 都道府県における都道府県食育推進計画の目標設定状況 (その 1)

| 第2次基本計画の目標 | 左の目標を設定 | うち、国 と異なる 目標値を 設定 | 左に類似 の目標を 設定 | 左の目標を未設定 |
|---|---------|----------------------------|--------------------|-------------|
| (A * *) * H | | | | 10 (10 10/) |
| ① 食育に関心を持っている国民の割合の増加 | 14 | 4 | 0 | 13 (48.1%) |
| ② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」 の回数の増加 | 13 | 1 | 0 | 14 (51.9%) |
| ③ 朝食を欠食する国民の割合の減少(子ども) | 26 | 7 | 0 | 1 (3.7%) |
| ④ 学校給食における地場産物を使用する割合 の増加 | 25 | 5 | 0 | 2 (7.4%) |
| ⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送って いる国民の割合の増加 | 12 | 5 | 11 | 4 (14.8%) |
| ⑥ 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 | 7 | 1 | 13 | 7 (25.9%) |
| ⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に 関心のある国民の割合の増加 | 9 | 1 | 1 | 17 (63.0%) |
| 8 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 | 11 | 0 | 2 | 14 (51.9%) |
| ⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 | 5 | 2 | 10 | 12 (44.4%) |
| ⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 | 1 | 0 | 3 | 23 (85.2%) |
| ① 推進計画を作成・実施している市町村の割 合の増加 | 20 | 1 | 0 | 7 (25.9%) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 () 内は、調査対象27都道府県を母数とした場合の割合である。
 - 3 「③朝食を欠食する国民の割合の減少」は、子どもに関する目標について記載し、20 歳代から30歳代男性に関する目標については記載していない。
 - 4 第2次基本計画の目標のうち「学校給食における国産の食材を使用する割合の増加」は、平成25年12月に追加されたものであるため記載していない。

図表 1-③ 調査した 27 都道府県における都道府県食育推進計画の目標設定状況 (その 2)

| 第2次基本計画の目標 (目標値) | 国と異なる目標値 | 主な類似目標(指標) | 主な未設定理由 |
|------------------------------|----------|------------|--|
| ① 食育に関心を持っている国民の割合の増加(90%以上) | | _ | ○県が目標に関するデータを保有していないため(4)○既に目標を達成して |

| 第2次基本計画の目標 (目標値) | 国と異なる目標値 | 主な類似目標(指標) | 主な未設定理由 |
|--|--|---|--|
| | | | いるため (3) |
| ② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加(週10回以上) | ○週 12 回以上(1) | | ○共働き家庭の事情を 考慮する必要がある ため(3) ○県が目標に関するデ ータを保有していな いため(3) ○実効性のある対策を 準備できていないた め(1) |
| ③ 朝食を欠食する国 民の割合の減少(子 どもの欠食率 0%) | ○小学生1%未満(1) ○小学生1%(1) ○小学5年生1%(1) ○小学6年生2%(1) ○小学6年生4.2%(1) ○小学6年生7%(2) | | ○「都道府県健康増進計 画」に目標を置いてい るため (1) |
| ④ 学校給食における 地場産物を使用する 割合の増加(30%以 上) | ○50% (1) ○45% (1) ○35% (2) ○28% (1) | _ | ○都市部で国の目標を 達成することは困難 なため(1) ○第1次の食育推進計画 の段階で目標を達成 したため(1) |
| ⑤ 栄養バランス等に 配慮した食生活を送 っている国民の割合 の増加(60%以上) | ○80% (2) ○70% (1) ○40% (1) ○20 歳代男性 30%、同 女性 55%、30 歳代男 性 35%、同女性 65%、 40 歳代男性 45%、同 女性 70% (1) | ○主食・主菜・副菜を組み合わせた食事(6)○野菜摂取量(6)○果物摂取量(3)○食塩摂取量(2) | ○特に重点的に取り組 む目標に絞り込んだ ため (1) |
| ⑥ 内臓脂肪症候群 (メタボリックシン ドローム)の予防や 改善のための適切な 食事、運動等を継続 的に実践している国 民の割合の増加 (50%以上) | ○45% (1) | ○肥満者・肥満傾向児の 割合(9) ○野菜の摂取等栄養バランスの改善(5) ○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合(3) | ○県が目標に関するデ ータを保有していな いため (3) |
| ⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加(80%以上) | ○65%以上(1) | ○子どもの時からよく 噛んで食べる。 ・幼児の咀しゃくや飲 み込む機能を心配し ている 3 歳児の保護 者の割合 3% | ○県が目標に関するデータを保有していないため(6) ○県の健康増進計画に目標を置いているため(3) ○意識に関する指標を重視しない方針であるため(2) |

| 第2次基本計画の目標 (目標値) | 国と異なる目標値 | 主な類似目標(指標) | 主な未設定理由 |
|--|--|---|--|
| ⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加(37 万人以上) | | ○ボランティアの活動回数(1)○食育活動組織・団体数(1) | ○第1次の食育推進計画 の段階で目標を達成 したため(3) ○食生活改善促進員の 活動が活発であるた め(2) |
| ⑨ 農林漁業体験を経 験した国民の割合の 増加(30%以上) | ○75% (1) ○10% (1) | ○都市農山漁村交流拠 点施設の利用人口(2) ○農業体験学習に取り 組む小・中学校の割合 (2) ○グリーンツーリズム 交流人口(2) ○教育ファーム推進計 画の策定率(1) ○体験型教育旅行の実 施小学校の割合(1) ○市民農園の利用区画 数(1) ○地域連携体験活動実 施小学校の割合(1) | ○県が目標に関するデータを保有していないため(6) ○第1次の食育推進計画の段階で目標を達成したため(1) |
| ⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加(90%以上) | —————————————————————————————————————— | ○県の情報提供に対す る満足度(1) ○県の取組の認知度(1) | ○県が目標に関するデータを保有していないため(7) ○食品の安全性の定義が曖昧なため(4) |
| ⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加 | ○55% (1) | _ | ○第1次の食育推進計画 の段階で目標を達成 したため (7) |

- (注)1 当省の調査結果に基づき作成した。
 - 2 「③朝食を欠食する国民の割合の減少」は、子どもに関する目標について記載し、20 歳代から 30 歳代男性に関する目標については記載していない。
 - 3 第 2 次基本計画の目標のうち「学校給食における国産の食材を使用する割合の増加」は、平成 25 年 12 月に追加されたものであるため記載していない。
 - 4 ()内は、該当する都道府県数である。

2 当省のアンケート調査の結果

(要旨)

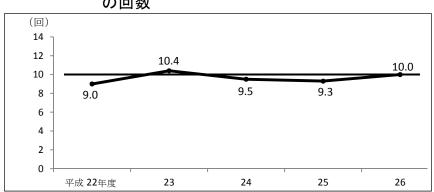
本政策評価では、国民の食生活の状況、食育に関する意識等を把握する ため、アンケート調査を実施した。このうち、第2次基本計画の目標に関連 する設問への回答結果は、以下のとおりである。

- ① 「家族との食事」、「朝食を食べること」、「栄養バランスに配慮した食生活」、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防」、「食事の食べ方」、「農林漁業体験」及び「食品の安全性に関する知識」について、望ましい食生活を送っている人や食育に関する意識の高い人の割合は、第2次基本計画の目標の達成状況とおおむね同じ結果となった。
- ② 一方、望ましい食生活を送っていない人や食育に関する意識の高くない人に、その理由を聞いたところ、「時間がない」、「必要性を感じない」、「面倒」、「これまでに習慣がない」といった回答が多く、望ましい食生活や食育に関する意識を妨げるものとして、労働時間の長さや食生活を重視しない人の存在が背景にあることが示唆された。

(1) 家族との食事

ア 目標の達成状況

第2次基本計画の目標の達成状況を測定する指標の一つである朝食又は 夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数(目標値は週10回以上)は、図 表2-(1)-①のとおり、平成26年度に週10.0回となっている。



図表2-(1)-① 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」 の回数

(注)1 測定値は、「食育に関する意識調査」(内閣府)による。

2 回数は、「ほとんど毎日」を週7回、「週に4~5日」を週4.5回、「週に 2~3日」を週2.5回、「週に1回程度」を週1回とし、朝食、夕食ごとに 該当人数を掛け、合計したものを全体で割り、朝食と夕食の回数を足 して週当たりの回数として集計している。

イ アンケート調査結果

当省のアンケート調査結果では、朝食や夕食を家族と一緒に食べること について、9割以上の人がその重要性を認識しているものの(図表2-(1)- ②参照)、実際に週10回以上それを実現できている人は半数となっている (図表2-(1)-③参照)。

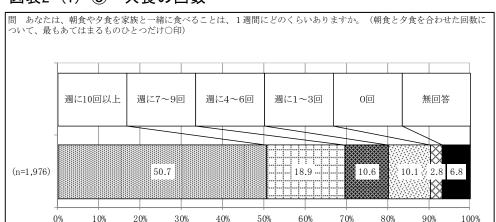
朝食や夕食を家族と一緒に食べることができない理由(複数回答)については、「自分又は家族の仕事が忙しく時間が合わないから」という回答が8割近くを占めており(図表2-(1)-④参照)、労働時間が長くなるほど朝食を食べない傾向にあるという先行調査(「食育の現状と意識に関する調査」(平成21年12月内閣府))を踏まえれば、労働時間の長さが背景にあることがうかがえる。

また、調査した27都道府県の都道府県食育推進計画のうち、14県の計画では、この目標が設定されておらず、その理由として、共働き家庭の事情を考慮する必要があること、実効性のある対策を準備できていないことを挙げている県もみられる(前述第3の1の(2)参照)。

問 あなたは、朝食や夕食を家族と一緒に食べることは重要だと思いますか。 (最もあてはまるものひとつだけ○印) どちらかといえば どちらかといえば 重要だと思う 重要だと思わない 無回答 重要だと思う 重要だと思わない (n=1,976)62.2 27.9 10% 30% 50% 60% 7.0% 80% 100%

図表2-(1)-② 共食の重要性の認識度

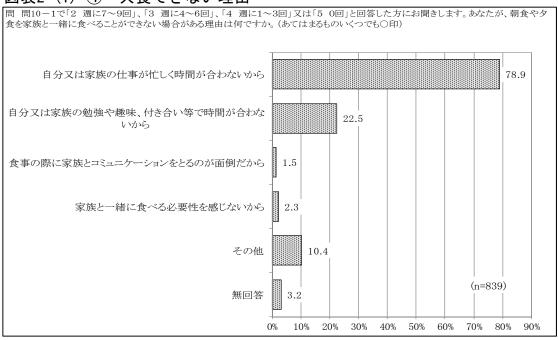
(注) 当省のアンケート調査結果による。



図表2-(1)-③ 共食の回数

- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 割合は、四捨五入したため合計が100にならない。

図表2-(1)-④ 共食できない理由

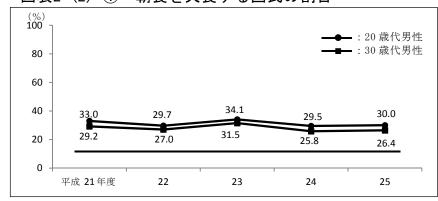


- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 複数回答のため、割合の合計は100にならない。

(2) 朝食を食べること

ア 目標の達成状況

第2次基本計画の目標の達成状況を測定する指標の一つである朝食を欠食する国民(20歳代及び30歳代の男性)の割合(目標値は15%以下)は、図表2-(2)-①のとおり、平成25年度に20歳代男性で30.0%、30歳代男性で26.4%となっており、目標値の15%に達していない状況となっている(「朝食を欠食する子どもの割合」については、第3の1の(1)参照)。



図表2-(2)-① 朝食を欠食する国民の割合

- (注)1 測定値は、「国民健康・栄養調査」(厚生労働省)による。
 - 2 測定値は、「菓子、果物、乳製品、嗜好飲料などの食品のみを食べた場合」、「錠剤などによる栄養素の補給、栄養ドリンクのみの場合」、「食事をしなかった場合」のいずれかに該当した者の割合である。

イ アンケート調査結果

当省のアンケート調査結果では、朝食を食べることの重要性を、20歳代及び30歳代男性のいずれも9割以上の人が認識しているものの(図表2-(2)-②参照)、朝食をほとんど食べない人の割合は、20歳代男性で24.6%、30歳代男性で31.4%となっており、厚生労働省の調査とほぼ同様の結果となっている(図表2-(2)-3参照)。

朝食をほとんど食べない理由(複数回答)については、「食べる時間がない」と「作る時間がない」という回答が、20歳代男性でそれぞれ52.9%と35.3%、30歳代男性でそれぞれ64.9%と24.3%となっており(図表2-(2)-④参照)、労働時間が長くなるほど朝食を食べない傾向にあるという先行調査(「食育の現状と意識に関する調査」(平成21年12月内閣府))を踏まえれば、労働時間の長さが背景にあることがうかがえる。

図表2-(2)-② 朝食を食べることの重要性の認識度

(単位:%、人)

| | | | | | | | | (1 1-22 • | /01 /1/ |
|----|---------------|--|----------------------|---------------------|------------|------|------|------------|---------|
| | 問1-3 1 重要だと思う | | 2 どちらかとい えば重要だと思う | 3 どちらかとい えば重要だと思 | 4 重要だと思わない | 無回答 | 総 | 数 | |
| 年齢 | 性別 | | | | わない | | | 回答者数 | 割合 |
| 男性 | 20~29歳 | | 63.8% | 27.5% | 7.2% | 1.4% | 0.0% | 69 | 100% |
| | 30~39歳 | | 68.6% | 22.9% | 5.1% | 2.5% | 0.8% | 118 | 100% |
| | 40~49歳 | | 71.1% | 21.4% | 4.4% | 1.3% | 1.9% | 159 | 100% |
| | 50~59歳 | | 73.7% | 20.6% | 4.0% | 1.1% | 0.6% | 175 | 100% |
| | 60~69歳 | | 80.0% | 13.5% | 3.0% | 2.6% | 0.9% | 230 | 100% |
| | 70歳以上 | | 89.7% | 9.9% | 0.0% | 0.0% | 0.5% | 213 | 100% |
| 5 | 男性 計 | | 76.9% | 17.4% | 3.3% | 1.4% | 0.9% | 969 | 100% |

- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 割合は、四捨五入したため合計が100にならない場合がある。
 - 3 回答者数合計には、年齢 (歳代) 無回答者を含めた。

図表2-(2)-③ 朝食の摂取状況

(単位:%、人)

| 問1-1 | | 1 ほとんど毎 日食べる | 2 1週間に2 ~5日食べな | 3 ほとんど食 べない | 無回答 | 総数 | |
|------|------------|-----------------|----------------|----------------|------|------|------|
| 年齢性別 | | | いことがある | | | 回答者数 | 割合 |
| 男性 | 20~29歳 | 62.3% | 13.0% | 24.6% | 0.0% | 69 | 100% |
| | 30~39歳 | 56.8% | 11.0% | 31.4% | 0.8% | 118 | 100% |
| | 40~49歳 | 74.2% | 11.3% | 13.2% | 1.3% | 159 | 100% |
| | 50~59歳 | 81.7% | 7.4% | 10.3% | 0.6% | 175 | 100% |
| | 60~69歳 | 87.8% | 6.1% | 6.1% | 0.0% | 230 | 100% |
| | 70歳以上 | 95.3% | 3.3% | 1.4% | 0.0% | 213 | 100% |
| Ę | 男性 計 80.5% | | 7.6% | 11.5% | 0.4% | 969 | 100% |

- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 朝食を食べるとは、エネルギー源となる食べ物、飲み物を飲食した場合をいい、砂糖・ミルクを加えないお茶類(日本茶、コーヒー、紅茶など)、水及び錠剤・カプセル・課粒状のビタミン・ミネラルしか摂らない場合は朝食を食べるには含めていない。
 - 3 割合は、四捨五入したため合計が100にならない場合がある。
 - 4 回答者数合計には、年齢(歳代)無回答者を含めた。

| 問1-2 | | 食べる 時間がな | | | | 5 食べな い方が調 | 6 食べる 必要性を | 7 その他 | 無回答 | 問1-1で3 | |
|------|--------|----------------------------------|-------|-------|-------|---------------|---------------|-------|------|--------|------|
| 年齢性 | 生別 | いから | から | いから | 'n | - | 感じない から | | | 回答者数 | 割合 |
| 男性 | 20~29歳 | 52.9% | 35.3% | 11.8% | 41.2% | 11.8% | 11.8% | 5.9% | 0.0% | 17 | 100% |
| | 30~39歳 | 64.9% | 24.3% | 16.2% | 24.3% | 8.1% | 13.5% | 10.8% | 0.0% | 37 | 100% |
| | 40~49歳 | 66.7% | 19.0% | 28.6% | 33.3% | 9.5% | 23.8% | 9.5% | 0.0% | 21 | 100% |
| | 50~59歳 | 27.8% | 11.1% | 11.1% | 27.8% | 16.7% | 11.1% | 16.7% | 0.0% | 18 | 100% |
| | 60~69歳 | 14.3% | 7.1% | 14.3% | 21.4% | 35.7% | 21.4% | 21.4% | 0.0% | 14 | 100% |
| | 70歳以上 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 33.3% | 0.0% | 33.3% | 33.3% | 0.0% | 3 | 100% |
| 男性 計 | | 49.1% | 20.0% | 16.4% | 29.1% | 13.6% | 16.4% | 12.7% | 0.0% | 110 | 100% |

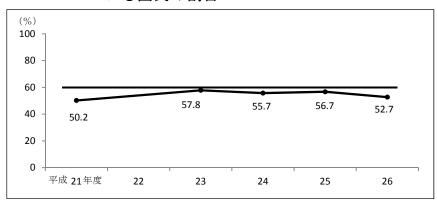
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 割合は、四捨五入したため合計が100にならない。

(3) 栄養バランスに配慮した食生活

ア 目標の達成状況

第2次基本計画の目標の達成状況を測定する指標の一つである栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合(目標値は60%以上)は、図表2-(3)-①のとおり、平成26年度に52.7%となっている。

図表2-(3)-① 栄養バランス等に配慮した食生活を送って いる国民の割合



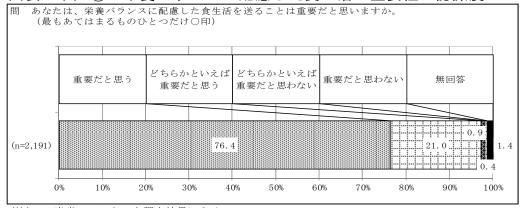
- (注) 1 測定値は、「食育に関する意識調査」(内閣府)による。
 - 2 測定値は、日頃の健全な食生活を実践するため、食事バランスガイド、食生活指針、日本人の食事摂取基準、6つの基礎食品、3色分類、その他の指針等を参考にしている人の割合である。

イ アンケート調査結果

当省のアンケート調査結果では、栄養バランスに配慮した食生活を送ることの重要性については、9割以上の人が認識しており(図表2-(3)-②参照)、栄養バランスに配慮した食生活を「送っている」と「どちらかといえば送っている」という回答を合わせると80.9%となっている(図表2-(3)-③参照)。

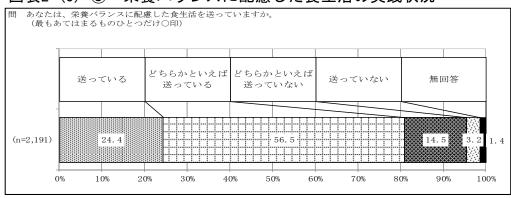
栄養バランスに配慮した食生活を送っていない理由(複数回答)については、「栄養バランスのよい食事を作る時間がない」(34.6%)という回答が最も多くなっている(図表2-(3)-④参照)。

図表2-(3)-② 栄養バランスに配慮した食生活の重要性の認識度



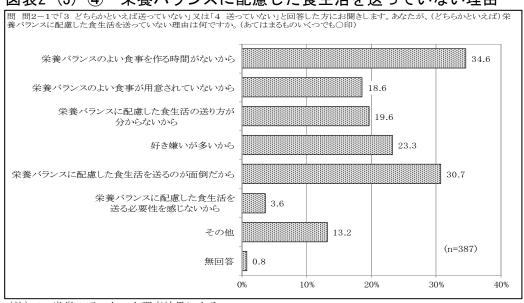
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 割合は、四捨五入したため合計が100にならない。

図表2-(3)-③ 栄養バランスに配慮した食生活の実践状況



(注) 当省のアンケート調査結果による。

図表2-(3)-④ 栄養バランスに配慮した食生活を送っていない理由



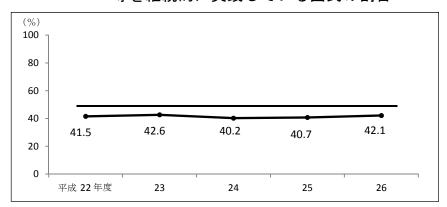
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 複数回答のため、割合の合計は100にならない。

(4) 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) の予防

ア 目標の達成状況

第2次基本計画の目標の達成状況を測定する指標の一つである内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合(目標値は50%以上)は、図表2-(4)-①のとおり、平成26年度に42.1%となっている。

図表2-(4)-① 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合



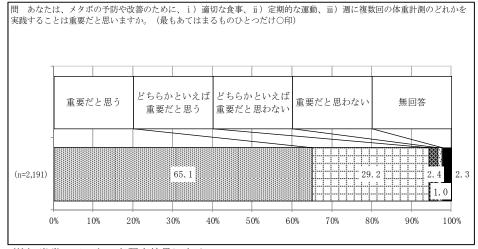
- (注)1 測定値は、「食育に関する意識調査」(内閣府)による。
 - 2 測定値は、適切な食事、定期的な運動、週に複数回の体重測定のいずれかを実践して半年以上継続している者の割合である。

イ アンケート調査結果

当省のアンケート調査結果では、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための「適切な食事」、「定期的な運動」、「週に複数回の体重計測」を実践することの重要性については、9割以上の人が認識しているものの(図表2-(4)-②参照)、それを半年以上継続して実践している人の割合は、43.8%となっており、内閣府の調査とほぼ同様の結果となっている(図表2-(4)-③参照)。

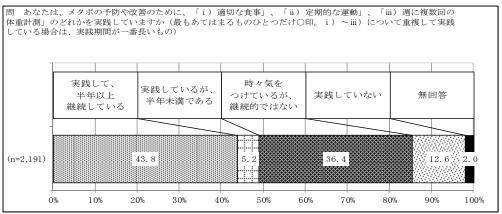
適切な食事、定期的な運動、週に複数回の体重計測を実践していない理由(複数回答)については、「必要性を感じない」、「時間がない」、「面倒だから」という回答が上位を占めている(図表2-(4)-④から図表2-(4)-⑥参照)。

図表2-(4)-② メタボリックシンドロームの予防や改善のため の食事・運動・体重計測実践の重要性の認識度



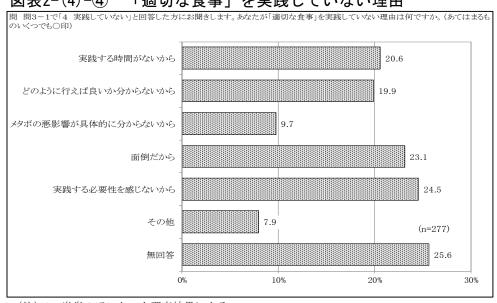
(注) 当省のアンケート調査結果による。

図表2-(4)-③ メタボリックシンドロームの予防や改善のための 食事・運動・体重計測の実践状況



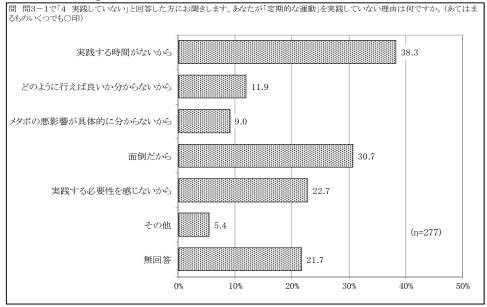
(注) 当省のアンケート調査結果による。

図表2-(4)-④ 「適切な食事」を実践していない理由



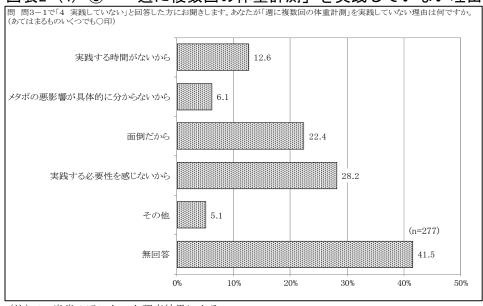
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 複数回答のため、割合の合計は100にならない。

図表2-(4)-⑤ 「定期的な運動」を実践していない理由



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 複数回答のため、割合の合計は100にならない。

図表2-(4)-⑥ 「週に複数回の体重計測」を実践していない理由



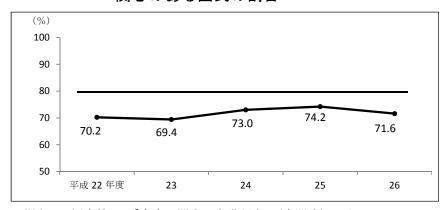
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 複数回答のため、割合の合計は100にならない。

(5) 食事の食べ方

ア 目標の達成状況

第2次基本計画の目標の達成状況を測定する指標の一つであるよく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合(目標値は80%以上)は、図表2-(5)-①のとおり、平成26年度に71.6%となっている。

図表 2-(5)-① よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に 関心のある国民の割合



(注) 1 測定値は、「食育に関する意識調査」(内閣府)による。 2 測定値は、食べ方について、「関心がある」又は「どちらかといえ ば関心がある」と回答した者の合計である。

イ アンケート調査結果

当省のアンケート調査結果では、よく噛んで味わって食べることの重要性については、9割以上の人が認識している(図表2-(5)-②参照)。また、実際に「そうしている」及び「どちらかといえばそうしている」という回答を合わせると70.9%となっている(図表2-(5)-③参照)。

よく噛んで味わって食べていない理由(複数回答)については、その「習慣がないから」(49.0%)という回答が最も多くなっている(図表2-(5)-4参照)。

図表2-(5)-② よく噛んで味わって食べることの重要性の認識度

問 あなたは、よく噛んで味わって食べることは重要だと思いますか。 (最もあてはまるものひとつだけ〇印)

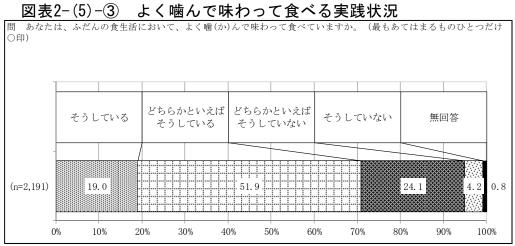
重要だと思う

「ロー2,191)

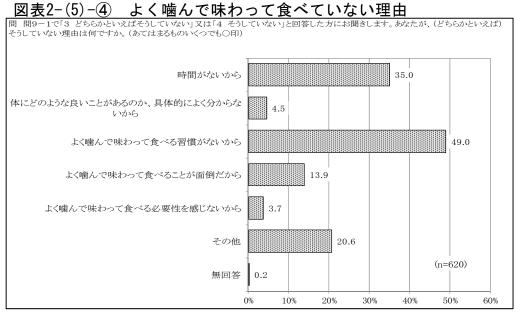
「ロー3,191)

「ロ

(注) 当省のアンケート調査結果による。



(注) 当省のアンケート調査結果による。



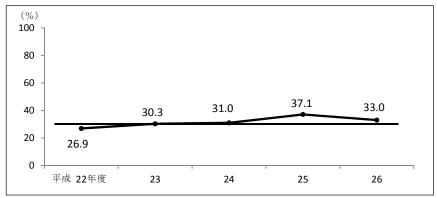
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 複数回答のため、割合の合計は100にならない。

(6) 農林漁業体験

ア 目標の達成状況

第2次基本計画の目標の達成状況を測定する指標の一つである農林漁業 体験を経験した国民の割合(目標値は30%以上)は、図表2-(6)-①のとお り、平成26年度に33.0%となっている。

図表2-(6)-① 農林漁業体験を経験した国民の割合



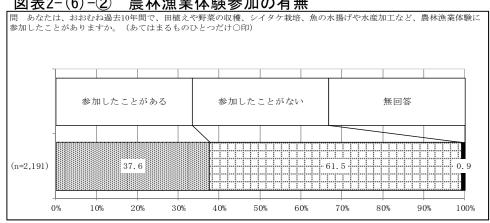
- (注)1 測定値の把握は、「食生活及び農林漁業体験食育に関する調査」(農 林水産省)による。
 - 2 測定値は、本人又はその家族の中で農林漁業体験に参加したことが あると回答した者の割合である。

イ アンケート調査結果

当省のアンケート調査結果では、農林漁業体験に参加したことがある人 の割合は37.6%となっている。(図表2-(6)-②参照)。ただし、農林漁業体 験に参加したきっかけの約4割が「農林漁家だから」という回答のため、 生産者と消費者の交流の促進という趣旨からは、参加者に若干のずれがあ る可能性がある (図表2-(6)-③参照)。

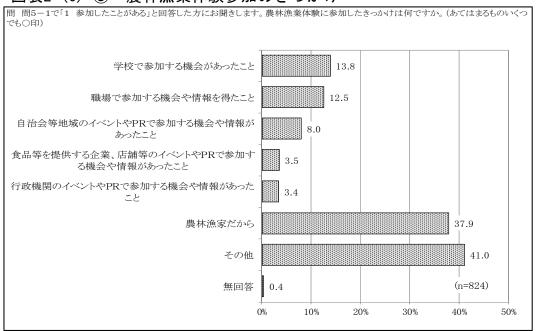
農林漁業体験に参加していない理由(複数回答)については、「参加す る機会がこれまでなかったから」(71.6%)という回答が最も多くなって いる (図表2-(6)-④参照)。

図表2-(6)-(2) 農林漁業体験参加の有無



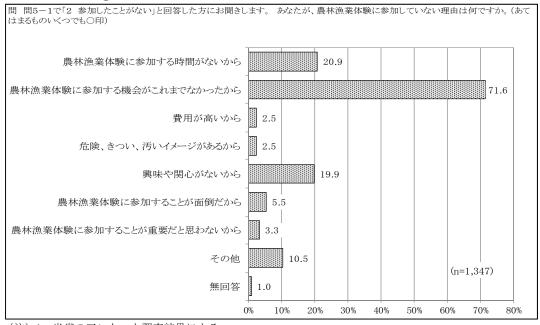
(注) 当省のアンケート調査結果による。

図表2-(6)-③ 農林漁業体験参加のきっかけ



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 複数回答のため、割合の合計は100にならない。

図表2-(6)-④ 農林漁業体験に参加していない理由



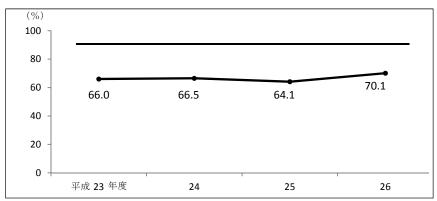
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 複数回答のため、割合の合計は100にならない。

(7) 食品の安全性に関する知識

ア 目標の達成状況

第2次基本計画の目標の達成状況を測定する指標の一つである食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(目標値は90%以上)は、図表2-(7)-①のとおり、平成26年度に70.1%となっている。

図表2-(7)-① 食品の安全性に関する基礎的な知識を持って いる国民の割合



- (注)1 測定値は、「食育に関する意識調査」(内閣府)による。
 - 2 測定値は、食品の安全性に関する基礎的な知識(健康に影響を与え ない食品の選択方法、調理法等)を持っていると思うかとの問いに対 し、「十分にあると思う」又は「ある程度あると思う」と回答した者 の合計である。
 - 3 平成 23 年度に調査手法の変更があったため、同年度の測定値から 掲載した。

イ アンケート調査結果

当省のアンケート調査結果では、食品の安全性に関する知識について、 「十分にあると思う」と「ある程度あると思う」と回答した人を合わせる と71.7%であり、内閣府の調査とほぼ同様の結果となっている(図表 2-(7)-②参照)。

食品の安全性に関する情報の入手先(複数回答)については、「新聞、 テレビ、雑誌、インターネット等」(75.1%)という回答が最も多くなっ ている(図表2-(7)-③参照)。

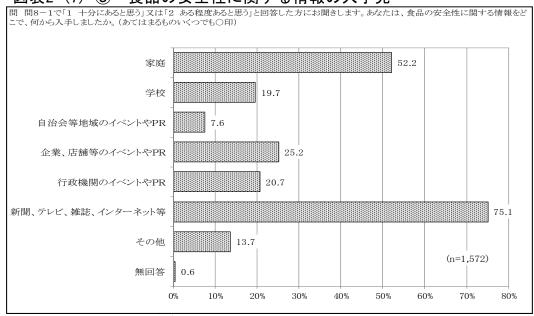
食品の安全性に関する知識が「あまりないと思う」又は「全くないと思 う」と回答した人の約6割が、その理由を「情報が氾濫しており、どれが 正しい情報か分からないから」と回答している(図表2-(7)-④参照)。

あなたは、食品の安全性に関する知識があると思いますか。 (最もあてはまるものひとつだけ○印) ある程度 十分にあると思う あまりないと思う 全くないと思う 無回答 あると思う (n=2,191) 11.9 25. 1 1.8 10% 20% 30% 40% 50% 90% 100%

図表2-(7)-② 食品の安全性に関する知識の有無

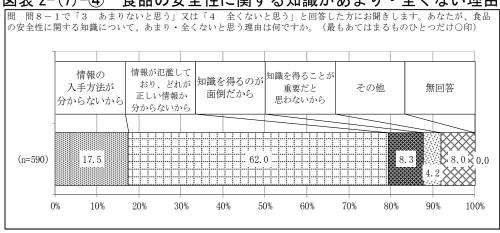
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 割合は、四捨五入したため合計が100にならない。

図表2-(7)-③ 食品の安全性に関する情報の入手先



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 複数回答のため、割合の合計は100にならない。

図表 2-(7)-④ 食品の安全性に関する知識があまり・全くない理由



(注) 当省のアンケート調査結果による。

(8) 食育に関する目標の重要性を認識するようになったきっかけ(複数回答)

前述(1)から(5)の目標について、「重要」又は「どちらかといえば重要」と回答した者に、その重要性を認識するようになったきっかけを聞いたところ、図表2-(8)のとおり、「家庭での教育」及び「新聞、テレビ、雑誌、インターネット等」と回答する人の割合が多かった。

図表2-(8) 目標の重要性を認識するようになったきっかけ(複数回答)

| | 設問 (複数回答) | 共食 | 朝食 20歳代 男性 | 欠食 30歳代 男性 | 栄養バ ランス | メトホ゛リッ クシント゛ロ ーム | 食べ方 に関心 |
|---|--|-------|------------------|------------------|------------|------------------------|---------|
| 1 | 家庭での教育 | 73.8 | 31. 6 | 33. 5 | 59. 0 | 22. 1 | 63. 6 |
| 2 | 学校での教育 | 21. 7 | 23. 7 | 15. 9 | 31. 7 | 10.0 | 33. 4 |
| 3 | 自治会等地域でのイベントやPR | 2. 6 | 0.9 | 1. 2 | 4. 5 | 2. 4 | 3. 7 |
| 4 | 食品等を提供する企業、店舗等の イベントやPR | 3. 2 | 5. 3 | 4. 1 | 11. 1 | 7. 7 | 8. 1 |
| 5 | 行政機関のイベントやPR(広報 誌、パンフレット、ホームページ 等) | 7. 7 | 2. 6 | 2. 4 | 9. 7 | 12. 0 | 10.3 |
| 6 | 新聞、テレビ、雑誌、インターネット等 | 32. 9 | 22.8 | 25. 9 | 52. 4 | 57. 3 | 57. 6 |
| 7 | 健康診断や特定健康診査(メタボリックシンドロームのみの質問) | | _ | _ | _ | 56. 4 | _ |
| 8 | その他 | 1. 1 | 13. 2 | 15. 3 | 17.8 | 14. 1 | 15.6 |

- (注)1 当省のアンケート調査の結果による。
 - 2 食育関連指標は、以下の略である。

「共食」: 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加(週10回以上)「朝食欠食」: 朝食を欠食する国民の割合の減少(20歳代男性及び30歳代男性15%以下)「栄養バランス」: 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加(60%以上)

「メタボリックシンドローム」: 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加(50%以上)

「食べ方に関心」:よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の 増加 (80%以上)

3 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況

本政策評価では、食育のうち、重要な位置を占める学校における食育の推進 に着目し、その中でも中核的な役割を担う栄養教諭制度を評価対象とすること とした。

そのほかの評価対象は、食育推進基本計画の目標の達成に個別の施策や事務 事業がどの程度寄与しているかといった関係性が必ずしも明らかでないため、 各府省が平成23年度から25年度までの間に実施している食育に関連する145事 務事業を対象に、食育推進基本計画の目標との関係性を調査した。その結果、 食育推進基本計画の目標を行政事業レビューの成果指標にしているなど、目標 との関係性が強いと考えられる9事務事業を調査対象とすることとした。

(1) 学校における食に関する指導等の状況

ア 栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況

(7) 栄養教諭

(要旨)

児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中、学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成16年5月の学校教育法(昭和22年法律第26号)の改正で栄養教諭制度が創設され、17年4月に施行された。平成27年4月現在、全国の小中学校等に5,356人の栄養教諭が配置されている。

一方、第2次基本計画では、朝食を欠食する国民(子ども)の割合の減少(平成27年度までに0%)を目標としており、その達成状況は、22年度において1.5%となっている。

また、文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」(文部科学省が実績評価の実施に当たって設定している政策の体系)の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標(アウトカム)として、「朝食を欠食する子どもの割合0%」を設定し、その活動指標(アウトプット)として栄養教諭配置数の増加を置いている。

栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況について調査した結果は、以下のとおりであり、栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童が朝食を欠食する割合(以下「朝食欠食率」という。)の減少への寄与は明確には把握できなかった。

① 当省のアンケート調査結果では、学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)の給食管理を兼務していない専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校よりも各教科等の食に関する指導時間が長い状況がみられた。また、専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校に比べて「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだ」とする回答が多かった。

- ② 一方、同じくアンケート調査結果では、栄養教諭の配置にかかわらず、朝食を毎日食べる児童は9割を超えており、児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。なお、栄養教諭の配置率(注)の伸びと小学6年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、両者の相関は低かった。
 - (注) 栄養教諭の配置率とは、文部科学省の「学校給食実施状況等調査」における栄養 教諭及び学校栄養職員数に占める栄養教諭数の割合である。

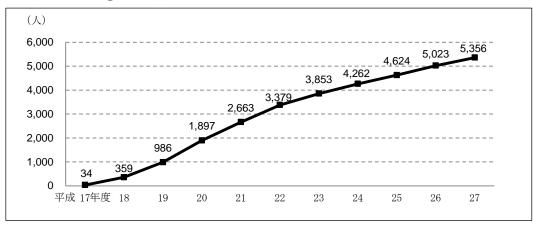
a 制度の概要

学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成16年5月の学校教育法の改正により、栄養教諭制度が創設された。

学校教育法第37条第13項では、栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどるとされており、具体的な職務内容は、児童に対する食に関する指導及び学校給食の管理である。

栄養教諭制度が創設される以前は、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園又は共同調理場に、栄養士の資格を有し、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる学校栄養職員が配置されており、都道府県教育委員会は、学校栄養職員の栄養教諭への任用替えによる配置を進めている。

図表 3-(1)-①のとおり、平成 27 年 4 月 1 日現在、栄養教諭は全国の小中学校等に 5,356 人配置されている。また、「栄養教諭の配置及び支援等に関する調査研究報告書」(平成 22 年度文部科学省委託調査)によると、平成 22 年 4 月 1 日現在、栄養教諭の 9 割以上が学校栄養職員からの任用替えである。



図表 3-(1)-① 栄養教諭の配置数の推移(平成 17 年度~27 年度)

- (注)1 文部科学省の公表資料に基づき、当省が作成した。
 - 2 栄養教諭数には、教育委員会等に勤務する者を含む。

また、栄養教諭及び学校栄養職員は、主に小学校、中学校及び特別支援 学校に配置されているが、共同調理場における給食管理を兼務している場合もある。文部科学省の学校給食実施状況等調査(各年度5月1日現在)によると、図表3-(1)-②のとおり、栄養教諭の4割前後は、共同調理場に勤務して給食管理を兼務している。

図表3-(1)-② 共同調理場に勤務している栄養教諭数の推移

(単位:人、%)

| 区 分 | 平成22年度 | 23 | 24 | 25 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 栄養教諭数 (A) | 3, 406 | 3, 673 | 4, 280 | 4, 621 |
| うち、共同調理場 勤務(B) | 1, 376 | 1, 382 | 1,684 | 1, 754 |
| 割合(B/A) | 40. 4 | 37. 6 | 39. 3 | 38. 0 |

- (注)1 文部科学省の学校給食実施状況等調査結果(各年度 5 月 1 日現在)に基づき、 当省が作成した。
 - 2 公立の小学校、中学校(中等教育学校前期課程を含む)、特別支援学校、夜間定時制高等学校等に在籍している栄養教諭数及び配置状況を示す。

一方、第2次基本計画では、朝食を欠食する国民(子ども)の割合の減少 (平成27年度までに0%)を目標としており、その達成状況は、平成22年度 において1.5%となっている。

文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」(文部科学省が実績評価の実施に当たって設定している政策の体系)の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標(アウトカム)として、「朝食を欠食する子どもの割合0%」を設定し、その活動指標(アウトプット)として栄養教諭配置数の増加を置いている。

b 効果の把握結果

(a) 文部科学省における栄養教諭の効果の把握結果

文部科学省は、平成 22 年度に全 47 都道府県教育委員会及び全 1,750 市 区町村教育委員会を対象とした「栄養教諭の配置及び支援等に関する調査 研究」を実施している。

同調査研究によると、都道府県教育委員会では、栄養教諭の配置により全域でみられた変化や効果・成果について、「食に関する指導の全体計画を作成する学校が増えた」(78.7%)、「食に関する指導に対する学校長や教職員の理解が進んだ」(76.6%)、「学校給食残食率や朝食摂取率が改善するなど、子供の食生活が改善された」(76.6%)、「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」(74.5%)等としている。

また、市区町村教育委員会では、「食に関する指導に対する学校長や教

職員の理解が進んだ」(71.3%)、「食に関する指導の全体計画を作成する 学校が増えた」(52.8%)、「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」(50.3%)等としている。

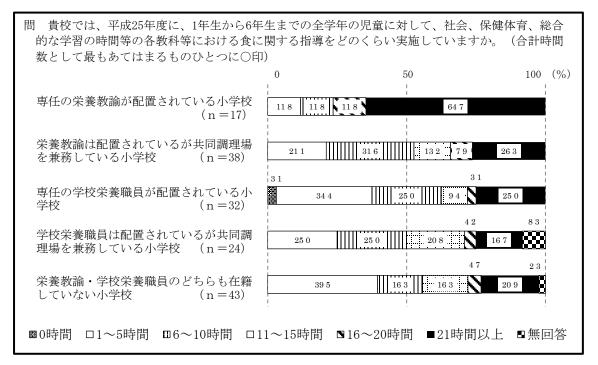
文部科学省は、i)学校における食に関する指導の実施状況やその効果や課題についての全国的・総合的な検証、ii)食育先進地域(栄養教諭配置校等)における指導状況の分析、iii)栄養教諭の配置促進のための課題の検討を目的として、平成27年度に「学校における食育指導体制に関する調査研究」を実施することとしている。

(b) 当省における栄養教諭の効果の把握結果

当省が公立小学校における食育に関する取組状況、栄養教諭の配置状況 並びに当該学校に通う児童及びその保護者における食育に関する認識や 実践状況を把握するため、学校等に対しアンケート調査を実施した結果は、 以下①から③のとおりである。

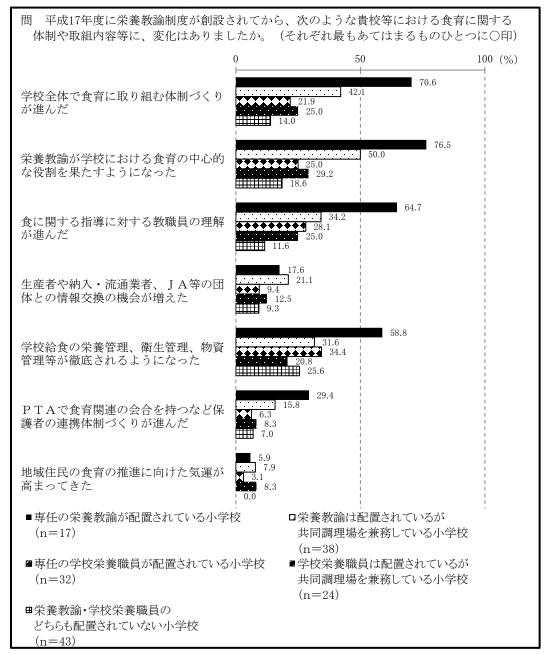
① 平成25年度に1年生から6年生までの全学年の児童に対し実施した各教科等における食に関する指導時間は、図表3-(1)-③のとおりである。指導時間が「21時間以上」の小学校は、栄養教諭が共同調理場の給食管理を兼務せず専任で配置されている小学校(以下「専任の栄養教諭が配置されている小学校」という。)では64.7%、栄養教諭が共同調理場の給食管理を兼務している小学校では26.3%となっており、専任の栄養教諭が配置されている小学校の方が指導時間は長くなっている。

図表 3-(1)-③ 栄養教諭の配置状況と各教科等における食に関する指導の 実施状況



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 栄養教諭の配置状況は複数回答の場合があり、その場合には双方の区分に回答数を計上しているため、表中の合計回答者数が本アンケートの回答者数(145 校)より多い。
 - 3 割合は、四捨五入したため合計が100にならない場合がある。
 - ② 公立小学校における栄養教諭の配置状況と栄養教諭制度導入による効果との関係は、図表 3-(1)-④のとおりである。例えば、「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだか」という質問に「とてもそう思う」と回答したのは、専任の栄養教諭が配置されている小学校では 70.6%、栄養教諭及び学校栄養職員のどちらも配置されていない小学校では 14.0%となっており、専任の栄養教諭が配置されている小学校の方が、栄養教諭制度導入による効果があったと感じている。

図表 3-(1)-④ 栄養教諭制度導入による効果と栄養教諭の配置状況(学校 等における食育に関する体制について)

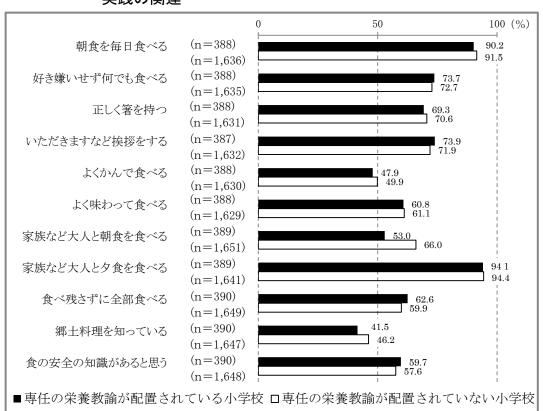


- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 本表は、各問に対し、「とてもそう思う」と回答した割合を示す。
 - 3 栄養教諭の配置状況は複数回答の場合があり、その場合には双方の区分に 回答数を計上しているため、表中の合計回答者数が本アンケートの回答者数 (145 校)より多い。
- ③ 専任の栄養教諭が配置されている小学校に在籍している児童と、専任の栄養教諭が配置されていない小学校(注)に在籍している児童の食育に関する認識や実践の状況を比較したところ、図表 3-(1)-⑤のとおり、栄養教諭の配置による児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。例えば、朝食を毎日食べる児童は、専任の栄養教

諭が配置されている小学校では90.2%、専任の栄養教諭が配置されていない小学校では91.5%となっている。

(注)「専任の栄養教諭が配置されていない小学校」とは、栄養教諭が在籍しているが共同調理場の給食管理を兼務する小学校、学校栄養職員が共同調理場を兼務せずに専任で配置されている小学校及び学校栄養職員が在籍しているが共同調理場の給食管理を兼務する小学校を指す。

図表 3-(1)-⑤ 栄養教諭の配置状況と児童の食育に関する認識や 実践の関連



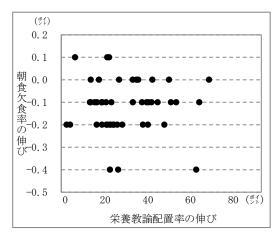
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 - 2 本表は、各問に対し、「毎日食べる」、「何でも食べている」、「よくしている」等、最も食育に関する認識や実践頻度が高い回答をした割合を示す。
- ④ 調査した27都道府県教育委員会及び64市町村教育委員会からは、栄養教諭の効果について、i)食に関する指導に係る全体評価の作成学校数(割合)が増加した、ii)朝食の摂取率(欠食率)が改善した、iii)食に関する指導や個別指導の内容が充実したなど、肯定的な意見がみられた。
 - 一方で、調査した公立小学校64校のうち、学校において食に関する指導を実施するに当たり苦労している点として、i)栄養教諭は共同調理場の給食管理を兼務しており、配置校への出勤は夕方になるため、午前中の授業を頼みにくい、ii)栄養教諭が共同調理場の給食管理を兼務しているため、指導回数の確保が困難である等、栄養教諭に関する事項を挙げているものが21校(32.8%)みられた。

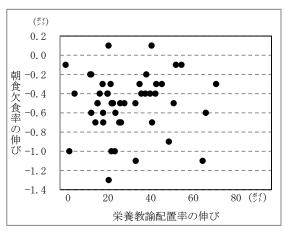
なお、栄養教諭の配置が進むことにより、学校において朝食摂取に係る 指導が充実し、児童生徒の朝食欠食率の改善が期待されることから、図表 3-(1)-⑥のとおり、平成19年度と25年度の栄養教諭の配置率の伸びと小学6 年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、両者の相 関は低かった。

図表 3-(1)-⑥ 栄養教諭の配置率の伸びと小学 6 年生及び中学 3 年生の 朝食欠食率の伸びの散布図

○小学6年生 相関係数-0.006

○中学3年生 相関係数0.05





(注)全国学力・学習状況調査及び学校給食実施状況等調査の結果に基づき、当省が作成した。

(イ) 食に関する指導に係る全体計画の作成・評価状況

(要旨)

学校給食法第10条第1項では、学校における食育について、校長は、児童生徒に対する食に関する指導が効果的に行われるよう、食に関する指導の全体的な計画を作成するなど必要な措置を講ずるものとされている。

文部科学省の「食に関する指導の手引」(平成22年3月改訂。以下「食指導の手引」という。)では、学校ごとに食に関する指導に係る全体計画(以下「全体計画」という。)を作成し、栄養教諭等を中心に児童生徒に対する食に関する指導に取り組むこととされている。また、全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することが求められているとしている。

調査した27都道府県教育委員会及び64公立小学校における全体計画の作成 状況及び同計画の評価の状況は、以下のとおりである。

- ① 平成25年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた 25都道府県教育委員会では、管内の1万8,911校のうち1万8,592校(98.3%) が全体計画を作成している。
- ② 平成25年度に全体計画を作成している62公立小学校のうち55校(88.7%)が、全体計画に沿った食に関する指導の進捗状況について、「計画どおり」又は「おおむね計画どおり」実施することができたとしている。
- ③ 同じく62公立小学校のうち17校(27.4%)は、全体計画に基づく食に関する指導の取組状況を評価していない。一方、評価している45校(72.6%)の中には、評価結果を翌年度の全体計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

a 制度の概要

学校給食法第10条第1項では、栄養教諭は、児童生徒が健全な食生活を 自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取す る食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配 慮を必要とする児童生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用 した食に関する実践的な指導を行うものとされ、校長は当該指導が効果的 に行われるよう、学校給食と関連付けつつ、食に関する指導の全体的な計 画を作成するなど必要な措置を講ずるものとするとされている。

これを踏まえ文部科学省は、食指導の手引において、学校ごとに全体計画を作成し、栄養教諭等を中心に児童生徒に対する食に関する指導に取り組むこととし、全体計画の作成の必要性、全体計画に望まれる内容や作成手順、全体計画の作成例のほか、各教科等の時間や給食の時間にどのように指導を展開することが望まれるかなどを具体的に示している。

また、食指導の手引では、全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することが求められているとしている。さらに、全体計画を評価するに当たり、その評価は、各教科等における個々の食に関する指導に対する評価ではなく、全体としての食育の推進体制等の評価となる必要があるとしている。

b 効果の把握結果

① 調査した27都道府県教育委員会のうち、平成25年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた25都道府県教育委員会における全体計画の作成状況は、図表3-(1)-⑦のとおり、管内の1万8,911校のうち1万8,592校(98.3%)において全体計画が作成されている。

図表3-(1)-(7) 全体計画の作成状況(平成25年度)

(単位:校、%)

| 区分 | 全学校数 | 作成学校数 | 作成割合 |
|-------|---------|---------|-------|
| 公立小学校 | 12, 808 | 12, 683 | 99. 0 |
| 公立中学校 | 6, 103 | 5, 909 | 96.8 |
| 合 計 | 18, 911 | 18, 592 | 98. 3 |

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 平成25年度における管内の公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していなかったのは山形県教育委員会及び山口県教育委員会であり、その理由は、以下のとおりである。
 - i) 山形県教育委員会

平成22年度にほぼ全ての公立小中学校で作成されており、全体計画作成の 意識が根付き、それ以降は毎年度作成されていると認識しているため。

ii) 山口県教育委員会

平成22年度に全ての公立小中学校で作成されており、全体計画作成の意識が根付き、それ以降は毎年度作成されていると認識しているため。

また、調査した64公立小学校のうち62校が、平成25年度において全体計画を作成している。未作成の2校は、その理由について、i)教員に全体計画を作成するという意識がなかった、ii)全体計画をいつまでに作成しなければならないか分からなかったとしている。

② 食指導の手引における全体計画の例では、各学校における食に関する 指導の目標を定め、いつ、どの学年を対象に、どのような内容の指導を 実施するのか等を記載することとなっており、全体計画に基づき、地域 の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重 要であるとされている。

全体計画を作成している62公立小学校における平成25年度の全体計画

に沿った食に関する指導の進捗状況を把握したところ、図表3-(1)-⑧のとおり、55校(88.7%)が「計画どおり」又は「おおむね計画どおり」 実施することができたとしている。

図表3-(1)-⑧ 全体計画に沿った取組の進捗状況(平成25年度)

(単位:校、%)

| 区分 | 計画どおり | おおむね 計画どおり | あまり できていない | 全く できていない | 合 計 |
|------|-------|---------------|---------------|--------------|-------|
| 作成校数 | 5 | 50 | 7 | 0 | 62 |
| 割合 | 8.1 | 80.6 | 11.3 | 0.0 | 100.0 |

(注) 当省の調査結果による。

全体計画に沿った取組が「あまりできていない」と回答した7校は、その理由について、i)全体計画に付随して作成する学年別の年間指導計画を作成していなかったため、ii)在籍している栄養教諭が複数校を担当しており、指導時間や事前に学級担任と指導の打合せをする時間が確保できなかったため等としている。

③ 平成25年度に全体計画を作成している62公立小学校のうち、全体計画に 基づく食に関する指導の取組状況について評価していない小学校は、図表 3-(1)-⑨のとおり、17校(27.4%)となっている。

図表 3-(1)-9 全体計画に基づく食に関する指導の取組状況の評価の

実施状況 (単位:校、%)

| | 評価の実施状況 | 学校数 (割合) |
|-----|-------------------------------|------------|
| 言 | 平価を実施している | 45 (72. 6) |
| | 学校評価による評価を実施 | 10 (16. 1) |
| | 児童アンケート等による評価を実施(学校評価を除く。) | 19 (30. 6) |
| | 市町村等が実施する児童アンケート等の結果を参考に評価を実施 | 4(6.5) |
| | 学校内の各部会等での教職員による定性的な評価を実施 | 12 (19. 4) |
| 100 | 平価を実施していない | 17 (27. 4) |
| | 合 計 | 62 (100) |

(注) 当省の調査結果による。

全体計画に基づく食に関する指導等の取組状況について評価していない17校では、その理由として、i)時間に余裕がなく食に関する指導の実態を把握していないため、ii)学校として成果を把握して評価をするといった考えに至っていないため、iii)どのような方法で評価すれば良いか分からないため等としている。

④ 全体計画に基づく食に関する指導等の取組状況について評価している 45校(72.6%)の中には、図表3-(1)-⑩のとおり、学校評価のアンケート調査等により全体計画に基づく取組の効果を定量的に把握して評価を 行い、翌年度の全体計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく 取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

図表 3-(1)-⑩ 全体計画に基づく取組に対する評価及びその結果の 反映状況

〇 新潟市立大形小学校(新潟県)

全体計画に沿った食育に関する取組の成果を、原則として6月、9月及び1月の年3回実施する「みつばち元気アップ週間」に併せて行う全児童を対象としたアンケートにより把握している(同アンケート結果は、児童の保護者に対して公表)。

また、同校では、アンケート結果を踏まえ、i)学校評価シートを使用した職員による評価を9月及び2月の年2回実施し、ii)「学校教育ビジョン「おおがたの教育」アンケート」を使用した保護者による評価を2月に実施している。

さらに、これらのアンケート結果や職員等による評価結果等を元に、PDCAサイクルにより全体計画の評価を行い、次年度の全体計画又は年度途中に当該年度の全体計画に反映させている。

次年度の全体計画への評価結果の反映に係る具体的な事例としては、平成24年度に「みつばち元気アップ週間」に併せて行った食事の内容に関するアンケートや児童の話から、98%の家庭で朝食習慣はあるが、家庭によっては1品のみなど食事内容に偏りがあることが分かったため、25年度から、朝食習慣定着とともに、バランスの良い食事の指導の働きかけ(野菜を1品追加運動)を行ったところ、個々の児童の状況から改善の傾向がみられたとしている。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 食生活学習教材の活用状況

(要旨)

文部科学省は、学校における食育の推進を通して、子どもに食に関する正しい知識や望ましい食習慣、食を選択する能力を身に付けさせ、また、食を通じた地域の理解、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどの理解を図ることを目的として、平成16年度以降、毎年度「食生活学習教材」を作成し、全国の国公私立小学校の1年生、3年生及び5年生に配布している。

調査した64公立小学校では、平成25年度に、低学年は46校(71.9%)、中学年は38校(59.4%)、高学年は39校(60.9%)が、各教科、学校給食の時間等に、食生活学習教材を活用している。

食生活学習教材を活用している小学校からは、同教材を分かりやすいと評価する意見がある一方、同教材の挿絵、図等を加工できるようにしてほしい等の改善を求める意見がみられた。

一方、食生活学習教材を活用していない小学校は、その理由として、学年の 指導内容と食生活学習教材の内容が合致していないこと等を挙げている。

なお、文部科学省は、平成27年度中に食生活学習教材を見直す予定であると している。

a 食生活学習教材の概要等

文部科学省は、学校における食育の推進を通して、子どもに食に関する 正しい知識や望ましい食習慣、食を選択する能力を身に付けさせ、また、 食を通じた地域の理解、食文化の継承、自然の恵みや勤労の大切さなどの 理解を図ることを目的として、平成16年度以降、毎年度「食生活学習教材」 を作成している。

食生活学習教材は、小学校低学年から継続した食に関する指導が行えるよう、小学校低学年用、中学年用及び高学年用が作成され、毎年、全国の国公私立小学校の1年生、3年生及び5年生に配布(注)されるとともに、同省のホームページに掲載されている。

(注) 平成26年度は小学校1年生のみに冊子を配布している。

また、食生活学習教材については、平成25年度に文部科学省に設置された「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」の最終報告(平成25年12月)において、食生活学習教材の在り方を見直し、食育に関連する教科内容とつなげられるよう様々な専門家を加えた検討委員会を立ち上げ、食生活や栄養、食文化、健康と運動、食品ロス、日本の食糧生産(食料自給率)や食への感謝の心など、食育を多角的に捉えた幅広い内容からなる「食育の教科書」のような教材にする必要があるとされている。

これを踏まえ、文部科学省は、食生活学習教材について、平成28年度か

ら全国の小学校で使用することができるよう、27年度中に、学識経験者、 栄養教諭等による検討委員会を立ち上げ、同教材の具体的な見直し作業を 進めることとしている。

b 効果の把握結果

① 調査した 64 公立小学校における平成 25 年度の食生活学習教材の活用 状況をみると、図表 3-(1)-⑪のとおり、低学年では 46 校 (71.9%)、中 学年では 38 校 (59.4%)、高学年では 39 校 (60.9%)が、各教科、学校 給食の時間等において同教材を活用していた。

図表3-(1)-(1) 公立小学校64校における食生活学習教材の活用状況

(単位:校、%)

| 区分 | 各教科等や学校 給食の時間等で 活用している | 児童に配布して いるが活用して いない | その他 (活用の有 無を把握してい ない等) | 合 計 |
|------|------------------------------|---------------------------|------------------------------|-------------|
| 低学年用 | 46 (71. 9) | 14 (21. 9) | (6. 3) | 64 (100) |
| 中学年用 | 38 | 21 | 5 | 64 |
| | (59. 4) | (32. 8) | (7. 8) | (100) |
| 高学年用 | 39 | 22 | 3 | 64 |
| | (60. 9) | (34. 4) | (4. 7) | (100) |

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 () 内は割合を示す。なお、割合は、四捨五入したため合計が100にならない場合がある。
- ② 食生活学習教材を活用している小学校からは、とても分かりやすく、 児童が興味を持つように作られているとの意見があり、特に、低学年用 は、シールを貼りながら教えることができるため児童から好評であると の意見がみられた。
 - 一方、食生活学習教材の主な改善点として、i)挿絵、図等を加工できるようにしてほしい、ii)1ページ当たりの情報量が多い、iii)2学年で1冊という構成は児童も飽きてしまい教員も使いにくいので、学年別に作成してほしい等の意見がみられた。
- ③ 食生活学習教材を活用していない小学校は、その理由として、i)指導したい内容と食生活学習教材の内容が合致しなかったため(例えば、低学年用に掲載されている『おにぎりをつくろう!!』は、5年生の家庭科の授業で実施する内容)、ii)地元の食材など地域の実情を反映し、家族のコメント欄による家庭との連携も可能な県教育委員会が作成した教材を活用しているため等としている。

イ 栄養教諭を中核とした食育推進事業の状況

(要旨)

文部科学省は、平成21年度から25年度までの間に、栄養教諭を中核とした食育推進事業を実施している。同事業は、i)栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組を広く周知し、全国展開するための「地域食育推進事業」、ii)食育推進の体制整備のため、退職した栄養教諭、学校栄養職員等の食育支援者を配置する「食育支援者派遣事業」の2事業で構成されている。

これらの事業の平成23年度から25年度までの実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地域食育推進事業については、調査した93教育委員会(27都道府県教育委員会及び66市町村教育委員会)のうち、27教育委員会(22都道府県教育委員会及び5市町村教育委員会)が事業を受託していた。事業を受託した27教育委員会の中には、事業の効果について、学校や地域における食育に関する連携体制の整備に役立ったといった意見がみられた。
- ② 食育支援者派遣事業については、10都道府県教育委員会が事業を実施していた。このうち、1都道府県教育委員会では、食育支援者を派遣した市において、学校給食における地場産物の活用割合が増加していた。なお、両事業は、文部科学省の「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」で、地域によっては取組が総花的、具体的な数値目標がなく成果が分かりにくい等と指摘されたことを受け、平成25年度で廃止され、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

(7) 栄養教諭を中核とした食育推進事業の概要

栄養教諭を中核とした食育推進事業は、i)栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組を広く周知し、全国で展開するための地域食育推進事業、ii)食育推進の体制整備のため、退職した栄養教諭、学校栄養職員等の食育支援者を配置する食育支援者派遣事業の2事業で構成されている。

(イ) 地域食育推進事業

a 事業の概要

地域食育推進事業は、栄養教諭の食育推進の取組を支援することにより児童生徒に効果的な食に関する指導を実施することで、子どもの健康の保持増進をはじめとする食育の一層の充実を図るとともに、事業の実績を栄養教諭配置の成果の一つとして広く周知することにより、栄養教諭の更なる配置の拡大につなげることを図ることを目的とした委託事業である。

同事業は、平成21年度から25年度までの5年間実施されており、教育委員会が実施主体となり、原則として1市区町村の全地域又はその一部を推進地域に選定し、栄養教諭が中核となり、学校における食育を推進する上で課題となっているテーマを抽出の上、課題を解決するための実践的な取組を行うとされている。

平成23年度から25年度における地域食育推進事業の受託教育委員会 数及び執行額の推移は、図表3-(1)-⑫のとおりであり、25年度におい ては受託教育委員会数及び執行額ともに減少している。

図表3-(1)-① 地域食育推進事業の受託教育委員会数及び執行額の推移

(単位:教育委員会、万円)

| 区 分 | 平成23年度 | 24 | 25 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 受託教育委員会数 | 40 | 44 | 33 |
| 執 行 額 | 4, 024 | 4, 272 | 3, 407 |
| 1教育委員会当たりの平均執行額 | 101 | 97 | 103 |

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

b 効果の把握結果

調査した93教育委員会(27都道府県教育委員会及び66市町村教育委員会)のうち、平成23年度から25年度までの3年間に地域食育推進事業を受託したのは、27教育委員会(22都道府県教育委員会及び5市町村教育委員会)となっている。

平成25年度に受託した教育委員会における事業内容を例示すると、 図表3-(1)-®のとおり、食に関する指導に係る全体計画の見直し・作 成、栄養教諭を中心とした食に関する指導の実施等となっている。

図表 3-(1)-③ 地域食育推進事業の事業内容(平成 25 年度)

【北海道教育委員会(再委託先:浦河町)の取組内容】

- 取組内容
 - i)教育課程と食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の見直し、作成
 - ii) 教科等における食に関する指導の充実(食生活学習教材を活用し、「元 気な毎日と食べ物」をテーマに学級担任と栄養教諭が朝食に関する指導を 実施)
 - iii) 家庭、PTAと連携した取組
 - 「朝ご飯を食べようカレンダー」の配布
 - ・ 町広報誌を活用した朝食メニューの掲載(6,100部)
 - ・ 親子料理教室の開催(11月、実践中心校の小学5年生とその保護者が 参加)
 - 食育講演会の開催(1月、町民約120名が参加)
 - iv) 児童生徒・保護者に対するアンケート調査及び給食残食量調査の実施
- ② 取組の効果
 - 朝食の摂取頻度及び給食残食率が改善した。
 - ・ 小学5年生の朝食の摂取頻度

「毎日」 平成 25 年 10 月:89% → 26 年 1 月:91% 給食残食率

| 区分 | 平成25年11月 | 26年2月 |
|-------|----------|-------|
| 実践中心校 | 22.8% | 21.6% |
| 協力校 | 30.1% | 25.5% |

- (注)1 文部科学省の公表資料及び当省の調査結果による。
 - 2 本表には、調査した教育委員会において、平成25年度の地域食育推進 事業の事業執行額が最多の北海道教育委員会の事業内容(再委託先の浦 河町)を例示した。

地域食育推進事業の効果について、事業を受託した27教育委員会からは、「校内体制や地域との連携体制が整い、推進地域の学校での食育の取組が広がり、地場産物が取り入れやすくなったなどの効果が事業終了後も継続しており、栄養教諭を中心とした食育の推進体制づくりに特に大きな成果がみられた。」など、学校や地域における食育に関する連携体制が整備されたといった意見がみられた。

また、27都道府県教育委員会の中には、定量的な効果として、推進地域において、「朝食を食べる子どもの増加」(13教育委員会(48.1%))、「学校給食における地場産物の活用割合(回数)の増加」(10教育委員会(37.0%))等がみられたとしているところもあった。

(ウ) 食育支援者派遣事業

a 事業の概要

食育支援者派遣事業は、経験の浅い栄養教諭に対し、経験が豊富な 食育支援者を派遣することにより、これらの栄養教諭の負担軽減と学 校における食育推進体制の早期確立を図ることを目的とした事業であ る。

同事業は、平成22年度から25年度までの4年間実施されており、22年度は都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会が、23年度から25年度までは都道府県教育委員会が実施主体となっている。

事業を実施する教育委員会は、本事業を円滑に実施することができるよう、学校関係者、教育委員会担当者、学識経験者等で構成される検討委員会を設置し、食育支援者として選定・委嘱した退職栄養教諭、退職学校栄養職員等を、新規学卒者で採用され、採用後1年を経過した経験の浅い栄養教諭が勤務する学校又は共同調理場に派遣し、その職務について支援・助言を行うこととされている。

平成23年度から25年度までの食育支援者派遣事業の実施教育委員会 数及び執行額は、図表3-(1)-⑭のとおり、年間10教育委員会前後が事 業を実施し、執行額は1,200万円から1,600万円程度となっている。

図表3-(1)-(4) 食育支援者派遣事業の実施教育委員会数及び執行額の

推移

(単位:教育委員会、万円)

| 区 分 | 平成23年度 | 24 | 25 |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 実施教育委員会数 | 9 | 10 | 11 |
| 執行額 | 1, 220 | 1, 558 | 1, 378 |
| 1教育委員会当たりの平均執行額 | 136 | 156 | 125 |

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

b 効果の把握結果

調査した27都道府県教育委員会のうち、平成23年度から25年度までの3年間に事業を実施しているのは、10都道府県教育委員会となっている。

事業を実施した10都道府県教育委員会における食育支援者の派遣状況は、図表3-(1)-⑮のとおりであり、派遣された食育支援者は合計125人、派遣された小中学校等は合計149校であり、1都道府県当たりの食育支援者数は4.6人、派遣された小中学校等は5.5校となっている。

例えば、平成25年度において滋賀県教育委員会から派遣された食育支援者の取組状況をみると、小学校(共同調理場を含む。)1校に派遣され、延べ16日間活動し、学校給食の充実と食に関する指導、アレルギーなど児童生徒への個別的な相談指導、学校給食の献立作成、調理等、学校給食の衛生管理及び関係機関との連携方法に関する支援・助言を行ったとしている。

図表 3-(1)-⑤ 10 都道府県教育委員会における食育支援者派遣事業の

食育支援者の派遣状況

(単位:件、人、校)

| 区 分 | 平成 23 年度 | 24 | 25 | 合 計 |
|-----------------|-------------|------|-----|------|
| 都道府県教育委員会事業実施件数 | 8 | 9 | 10 | 27 |
| 派遣された食育支援者数 | 37 | 45 | 43 | 125 |
| 1都道府県当たりの食育支援者数 | 4.6 | 5 | 4.3 | 4.6 |
| 派遣された小中学校等数 | 43 | 50 | 56 | 149 |
| 1都道府県当たりの小中学校等数 | 5.4 | 5. 6 | 5.6 | 5. 5 |

⁽注)1 当省の調査結果による。

また、調査した10都道府県教育委員会からは、事業の効果について、 校内や地域に相談・助言を受ける同僚の教員がいないなど、経験の浅 い栄養教諭に対して状況に応じた指導・助言ができるため、大変効果 的な事業であったなど、栄養教諭の資質向上に効果があったと評価す る意見がみられた。

² 複数年度にわたって本事業を実施した都道府県教育委員会があるため、事業実施件数の合計は延べ数である。

なお、調査した10都道府県教育委員会のうち、滋賀県教育委員会では、同事業を活用し食育支援者を派遣した市において、学校給食における地場産物の活用割合を把握しており、その割合は、平成22年6月の7.7%から23年6月には20.8%に増加している。

(I) 文部科学省における栄養教諭を中核とした食育推進事業の見直し

栄養教諭を中核とした食育推進事業は、平成25年度に文部科学省に設置された「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」において、「『栄養教諭を中核とした食育推進事業』等により各地で食育の取組が広がっているものの、地域によっては取組が総花的になっていたり、食育に取り組んだ成果を示す具体的な数値目標がないため成果がわかりにくかったりすることなどが課題となっている。さらに、文部科学省、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会の役割分担が不明確であることや、食とスポーツ、食と健康、食と学力などテーマを絞った事業展開を構想する必要があることなども課題である。」(平成25年7月今後の学校における食育の在り方について(中間まとめ))とされたこと等を受け、25年度で事業を終了し、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

スーパー食育スクール事業は、栄養教諭を中心に外部の専門家等を活用しながら、予め具体的なテーマや目標を設定した上で、大学、企業、行政機関(農林、保険部局)、生産者等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、食文化理解、国際交流など食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行い、食育の一層の充実を図ることを目的としている。また、受託希望団体が提出する事業計画書には、客観的な評価分析ができるよう可能な限り数字を用いた事業目標、事業における取組の評価指標及び評価方法を記載することとされている。

ウ 学校給食における地場産物の活用促進のための取組の状況 (要旨)

文部科学省は、学校給食における地場産物の活用促進事業(以下「地場産物活用促進事業」という。)及び学校給食における地場産物に関する食育教材開発事業(以下「食育教材開発事業」という。)を実施している。これらの事業の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地場産物活用促進事業については、平成23年度から25年度までの間に、調査した27都道府県学校給食会のうち5都道府県学校給食会が事業を受託し、学校給食のメニュー開発コンテスト、学校給食調理員を対象とした調理講習会を開催するなどの取組を実施している。学校給食における地場産物の活用については、食材の安定供給が課題とされており、それに取り組んでいる県が1県みられた。
- ② 食育教材開発事業については、調査した27都道府県教育委員会のうち 兵庫県教育委員会が平成25年度に事業を受託し、学級担任や栄養教諭等 が、学校給食で使用する地場産物と関連付けながら指導できる教材(C D-ROM)を作成し、全公立学校、栄養教諭等に配布している。

なお、両事業は、平成26年行政事業レビューの結果を踏まえ、より効果 の高い事業に再構築するため、25年度で廃止され、26年度からスーパー食 育スクール事業に整理統合されている。

(7) 地場産物活用促進事業

a 事業の概要

地場産物活用促進事業は、各地域の学校給食において地場産物の活用促進につながる事業を実施することを目的とする委託事業である。

地場産物活用促進事業は、平成23年度から25年度までの3年間実施されており、i)学校給食のメニュー開発コンテストの開催、ii)学校給食調理員を対象とした調理講習会の開催、iii)地場産物の活用促進につながる取組の実施、iv)事例集の作成、情報発信等が行われている。

3年間に事業を受託した団体は全て都道府県学校給食会であり、受 託学校給食会数及び執行額は、図表 3-(1)-⑯のとおり、年々減少し ている。

図表3-(1)-16 地場産物活用促進事業の受託学校給食会数及び

執行額の推移

(単位:団体、万円)

| 区分 | 平成23年度 | 24 | 25 |
|-----------------|--------|-----|-----|
| 受託学校給食会数 | 7 | 6 | 3 |
| 執 行 額 | 888 | 787 | 512 |
| 1 受託団体当たりの平均執行額 | 127 | 131 | 171 |

⁽注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

b 効果の把握結果

調査した27都道府県学校給食会のうち、平成23年度から25年度までの3年間に地場産物活用促進事業を受託しているのは、5都道府県学校給食会(岩手県、長野県、愛知県、福井県及び鳥取県)となっている。

平成25年度に地場産物活用促進事業を実施した福井県学校給食会及び長野県学校給食会の主な事業内容等を例示すると、図表3-(1)-⑩のとおり、学校給食のメニュー開発コンテストの開催等となっている。

図表 3-(1)-① 平成 25 年度に実施された地場産物活用促進事業の 主な事業内容等

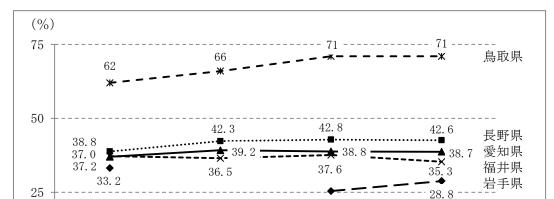
| 学校給 食会名 | 執行額 (万円) | 主な事業内容 |
|------------------|----------|--|
| 福井県学校給食会 | 135 | 学校給食のメニュー開発コンテストの開催 (参加チーム数:10チーム) 学校給食調理員を対象とした調理講習会の開催 (県内各市町から調理従事員2~3名が参加し18献立発表) 地場産物を活用した加工品の開発 (4品を開発) 福井県学校給食展 (平成25年11月16日、26年1月20日~23日開催) レシピ集の作成等 |
| 長野県 学校給 食会 | 179 | ① 学校給食に地場産物を活用した献立コンクールの開催 (応募件数:87件)② 学校給食に地場産物を活用した調理講習会の開催 (参加者数:41名)③ 献立レシピ集の発行等 |

(注) 当省の調査結果による。

また、事業を受託した5都道府県学校給食会の中からは、「学校給食に地場産物を活用した調理講習会の受講者から『地元の食材を大切にする心を教えていただきました。』、『必ず持ち帰って自分の地域に生かします。』等の声が寄せられた」とするなど、本事業により学校給食関係者の地場産物活用に対する意識啓発につながったと評価

する意見もみられた。

一方、これら5都道府県学校給食会が所在している都道府県の平成22年度から25年度の間の学校給食における地場産物の活用割合の推移は、図表3-(1)-®のとおり、鳥取県は増加傾向にあるものの、他の4県はほぼ横ばいとなっている。



図表 3-(1)-® 5 都道府県学校給食会が所在している都道府県の学校 給食における地場産物の活用割合の推移

(注) 1 当省の調査結果による。

平成22

()

2 各都道府県で把握方法が異なっており、岩手県、長野県及び愛知県は 品目ベース、福井県及び鳥取県は重量ベースによる学校給食における 地場産物の活用割合である。

25.4

24

(年度)

25

3 岩手県は、平成23年度は調査を実施していない。

23

さらに、平成24年度において、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構が281市町村を対象に実施した地産地消活動に関するアンケート調査では、学校給食における地場産物の活用に関する課題として最も回答が多かったのは「供給量の確保」(89.5%)であり、供給量を確保するための供給体制の構築や調整役が必要となっている状況がみられると分析している。

なお、地場産物活用促進事業を受託した5都道府県学校給食会のうち、鳥取県学校給食会では、平成23年度及び24年度において、学校給食への食材の安定供給に関する取組(地場産物納品に向けた生産者及び加工業者の協議)を実施していた。

(イ) 食育教材開発事業

a 事業の概要

食育教材開発事業は、学級担任や栄養教諭等が、給食の時間や教 科指導等において、学校給食で使用する地場産物と関連付けながら 指導できる教材の開発を行うことにより、食育の推進を図ることを 目的とする委託事業である。

食育教材開発事業は、都道府県教育委員会が実施主体となり、学校給食で使用する地場産物に関し、教育委員会、学校関係者、地域の生産者団体や流通業者などの協力を得て、地域の伝統的な食文化や食料の生産、流通及び消費などと関連付けた指導用教材の開発を行うとともに、学級担任や栄養教諭等に対し、開発した指導用教材を活用した効果的な指導方法に関する研修や研究授業等を実施することとされている。

食育教材開発事業は、平成25年度の1年間のみ実施されており、2 都道府県教育委員会(茨城県教育委員会及び兵庫県教育委員会)が 受託し、その執行額の合計は、178万円となっている。

b 効果の把握結果

調査した27都道府県教育委員会のうち、平成25年度に食育教材開発事業を実施したのは、兵庫県教育委員会のみであり、その執行額は119万円となっている。同教育委員会では、給食の時間や教科等の指導の中で、学校給食での地場産物の活用に対する意識の向上につながるデジタル教材を開発し、各学校での地場産物に対する理解を促進するため、食育教材開発事業を受託したとしている。

同教育委員会における具体的な取組は、i)教材開発に向けた学校関係者等で構成される検討会の開催、ii)教材の内容や教材作成後の活用研修会等についての検討、iii)地場産物52品目ごとに説明文や写真を掲載したCD-ROM(「ひょうごの食べ物資料集」)を3,000枚作成し、平成26年度に県内の全公立学校1,164校(高等学校は除く。)に各校2枚ずつ、栄養教諭等410人に1枚ずつ配布(当該CD-ROMには、各教科等の時間に活用することができるようワークシート等が併せて掲載)、iv)有識者を交えた当該CD-ROMを用いた指導内容の研修会や研究授業の開催となっている。

また、同教育委員会では、「教材を作成し、教材活用研修会を開催することで、教材作成のねらいや学校給食を活用した食育授業の必要性について教員等の理解が深まった。」と評価しつつも、「教材を地場産物活用につなげるため、今後は活用事例の収集と情報発信を行うことが必要である。」として、平成27年度に教材の活用状況を把

握することとしている。

一方、食育教材開発事業を実施しなかった26都道府県教育委員会からその理由を把握したところ、図表3-(1)-⑩のとおり、類似の事業を都道府県独自に実施しているなど、食育教材開発事業を受託する必要性がなかったとしているものが18都道府県教育委員会(69.2%)みられた。

図表 3-(1)-® 都道府県教育委員会が食育教材開発事業を実施しなかっ た理由 (単位:都道府県教育委員会、%)

| 実施しなかった理由 | 都道府県 教育委員会数 |
|---|----------------|
| 類似の事業を独自に実施しているなど必要性がなかった | 18 (69. 2) |
| 食育教材開発事業の存在を知らなかった | 4(15.4) |
| 「栄養教諭を中核とした食育推進事業」など他の文部科学省 の事業を実施している(実施する予定) | 2(7.7) |
| その他 | 3 (11. 5) |
| 調査対象教育委員会数 | 26 (100) |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 複数回答があるため、それぞれの理由の都道府県教育委員会数(割合)の合計は、26(100)にはならない。

(ウ) 文部科学省における地場産物活用促進事業及び食育教材開発事業の 見直し

地場産物活用促進事業及び食育教材開発事業については、文部科学省が実施した平成26年行政事業レビューにおいて、外部有識者から「事業目的は明確であるが、事業の成果をより適切に測定するための指標の設定やその把握方法について工夫すべき。また、本事業によって得られた成果や課題について検証し、今後の施策に反映すべき」とされており、行政事業レビュー推進チームの所見は「事業内容の一部改善」とされている。これらを踏まえ、文部科学省は、より効果の高い事業に再構築するため、平成25年度で地場産物活用促進事業及び食育教材開発事業を廃止し、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合している。

(2) 健全な食生活実現のための取組の状況

(要旨)

(内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) に係る第 2 次基本計画における 目標)

第2次基本計画は、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や 改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」(平 成27年度までに50%以上)を目標としており、その達成状況は、22年度から26 年度までに40.2%から42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着 目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標は、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防・改善に着目しており、食事のほか、運動等の実践を含み、その達成状況を測るアンケート調査でも、①適切な食事のみならず、②定期的な運動及び③週に複数回の体重計測を含めた3つの選択肢から一つを選択すること(単一回答)になっている。

(糖尿病予防戦略事業)

厚生労働省は、糖尿病予防戦略事業を推進し、運動施設を利用した肥満予防のための体験機会の提供、民間企業と連携したメニュー改善、親子ワークショップ等を実施している。同省は、この事業の成果を、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」(国民健康・栄養調査)を指標として測っており、平成23年度及び24年度については、目標を達成しているため、事業の効果があったと評価している。

一方、調査した27都道府県及び72市区町村のうち、平成23年度から25年度までの間に糖尿病予防戦略事業を実施していた13都道府県及び6市区町村(以下「19都道府県等」という。)では、事業報告書が確認できた104事業メニューのうち、プロセス評価の実施が77事業メニュー(74.0%)、アウトカム評価の実施が4事業メニュー(3.8%)と不徹底となっているが、1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は195万円と小規模である。

(8020運動推進特別事業)

第2次基本計画は、「よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加」(平成27年度までに80%以上)を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに69.4%から74.2%の間で推移している。

厚生労働省は、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とする「8020 (ハチマルニイマル)運動」を推進し、歯科疾患予防等の歯の健康を保持するための8020運動推進特別事業を実施している。同省は、この事業の成果を、「80歳で20本以上の歯を有している人の割合」(6年ごとの調査)を指標として測ってお り、平成17年度の20%が、23年度には40%となっているため、一定の効果があると評価している。

しかし、1 都道府県当たりの平均執行額は約 368 万円(食育に係る事業規模は 不明)である。

(「食事バランスガイド」等各種指針)

第2次基本計画は、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」(平成27年度までに60%以上)を目標としており、その達成状況は、21年度から26年度までに50.2%から57.8%の間で推移している。

厚生労働省は、国民の健全な食生活を実現することを目的として、「食事バランスガイド」等の各種指針を作成しており、上記の目標の達成状況は、「食事バランスガイド」等の指針を参考にしている人の割合を調査することにより測っている。

一方、農林水産省の調査では、「食事バランスガイド」の認知度は、平成20年度の70.3%が、25年度には55.6%に低下している。

ア 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) に係る第 2 次基本計画における 目標

第2次基本計画は、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」(平成27年度までに50%以上)を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに40.2%から42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着 目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標については、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防・改善に着目しており、適切な食事のほか、運動等の実践を含んでいる。その達成状況を測るアンケート調査(食育に関する意識調査(内閣府))においても、図表3-(2)-①のとおり、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のため、「①適切な食事」のみならず、「②定期的な運動」及び「③週に複数回の体重計測」を含めた3つの選択肢から一つを選択すること(①~③について重複して実践している場合は、実践期間が一番長いものとして単一回答)になっている。

図表3-(2)-① 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合を測定する設問等

- 平成 25年度食育に関する意識調査(内閣府) 母集団:全国20歳以上男女、標本数:3,000人、抽出法:層化2段無作為抽出 調査員調査
- 設問 あなたは、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防や改善のために、①

適切な食事、②定期的な運動、③週に複数回の体重計測、のいずれかを実践していますか。この中から1つ選んでください。【調査員注意:①~③について重複して実践している場合は、実践期間が一番長いものについて回答してもらうこと】

- (ア) 実践して、半年以上継続している
- (イ) 実践しているが、半年未満である
- (ウ) 時々気をつけているが、継続的ではない
- (エ) 現在はしていないが、近いうちにしようと思っている
- (オ) 現在していないし、しようとも思わない
- 集計
- (ア) 実践して、半年以上継続しているに回答した人を該当者として集計
- (注) 食育に関する意識調査(内閣府)等に基づき当省が作成した。

イ 糖尿病予防戦略事業

(7) 制度の概要

厚生労働省は、糖尿病の発病を予防するため、生活習慣の改善、適切な食生活や適度な運動習慣等に結びつく環境の整備を目的とした「糖尿病予防戦略事業」を推進している。

具体的には、20歳から30歳代を中心とした肥満予防に関する事業として、運動施設を利用した肥満予防・改善のための体験機会の提供、民間企業と連携したメニュー改善に向けた取組等を行っている。また、壮年期以降の糖尿病予防対策事業として、親子ワークショップ・講演会等の開催、民間企業・商店街等と連携した糖尿病予防対策等を行っている。

平成23年度から25年度における事業の実施状況は、図表3-(2)-②のとおり、 実施件数及び交付金額とも増加している。平成25年度の1都道府県又は市区 町村当たりの事業予算額は、195万円と少規模である。

図表 3-(2)-(2) 糖尿病予防戦略事業の実施都道府県数等

(単位:都道府県、市区町村、千円)

| 区 分 | 平成23年度 | 24 | 25 |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 実施都道府県数 | 21 | 24 | 24 |
| (交付決定額) | (22, 764) | (26, 821) | (26, 536) |
| 実施市区町村数 | 13 | 17 | 22 |
| (交付決定額) | (9,499) | (10, 953) | (18, 365) |
| 合 計 | 34 | 41 | 46 |
| [二] [1] | (32, 263) | (37,774) | (44, 901) |
| 1 都道府県又は市区町村 当たりの交付金額 | 949 | 921 | 976 |
| 1 都道府県又は市区町村 当たりの事業予算額 | 1, 898 | 1, 843 | 1, 952 |

⁽注) 1 当省の調査結果による。

(イ) 効果の把握結果

平成23年度から25年度までの間に糖尿病予防戦略事業を実施していた19都

^{2 「1} 都道府県又は市区町村当たりの事業予算額」は、国庫補助率が2分の1のため、「(1 都道府県又は市区町村当たりの交付金額)×2」として算出した。

道府県等のうち、平成25年度に実施された事業の内容を例示すると、図表 3-(2)-③のとおり、個別健康相談会の実施等となっている。

図表 3-(2)-③ 平成 25 年度における糖尿病予防戦略事業の主な事業内容と 効果

| 都道府県等名 | 予算(千円) (うち、団費) | 主な事業内容 | 事業効果 |
|--------|---------------------|---|--|
| 福岡市 | 10, 806 (5, 403) | 市の健康診断において生活習慣の改善が必要とされた者に対する栄養指導等を内容とする個別健康相談会(ヘルシースクール)の実施等 ・ ヘルシースクール開設数:7 保健所×12回=84回 ・ ヘルシースクール受講者数:346人 | 生活習慣病の 改善が必要とさ れた市民の生活 習慣の改善につ ながった。 |
| 墨田区 | 156 (78) | 糖尿病予備群及び糖尿病の疑いのある 区民を対象とした糖尿病の正しい知識及 び食生活改善の必要性に関する講演会の 開催等 ・ 講演会開催回数:1回、対象者:40名 | (文書保存期間経過の ため事業実施報告書し か確認できず、効果は 把握できなかった。) |

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 本表には、平成 25 年度の糖尿病予防戦略の事業予算額が最多及び最少のものを 記載した。

厚生労働省は、平成26年度行政事業レビューにおいて、糖尿病予防戦略事業を含む健康的な生活習慣づくり重点化事業の成果指標として、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」(国民健康・栄養調査)を用いて評価を行っている。その結果は、平成23年度は目標値27.5%以下に対して実績値27.1%、24年度は目標値27.1%以下に対して実績値24.1%となっており、いずれも目標を達成しているため、事業の効果はあったと評価している。

一方、糖尿病予防戦略事業の実施要綱(「健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施要綱」)では、事業を円滑に実施するために委員会等を設置し、事業の企画・運営・評価を行い、その上で事業報告書を作成することとされている。

事業の評価は、プロセス評価とアウトカム評価の双方を行う必要があり、プロセス評価については、例えば、糖尿病を予防するための講習会を開催する事業の場合、講習会の参加率や参加者の理解度等を把握することとなっている。

また、アウトカム評価については、プログラム実施後、最終的に狙った目標がどの程度達成されたかを評価するため、例えば、複数回にわたって開催された講習会の場合、初回と最終回の食事内容の変化等を把握することになっている。

事業を実施していた19都道府県等においては、平成23年度から25年度までの

間に、51件の事業が実施されており、そのうち、事業報告書が確認できた36件の104事業メニューのうち、プロセス評価が実施されていたのは77事業メニュー (74.0%)、アウトカム評価が実施されていたのは4事業メニュー (3.8%)となっている。

ウ 8020 運動推進特別事業

(7) 制度の概要

第2次基本計画は、「よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加」(平成27年度までに80%以上)を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに69.4%から74.2%の間で推移している。

厚生労働省は、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とする「8020 (ハチマルニイマル) 運動」を推進し、歯科疾患予防等の歯の健康を保持するための「8020運動推進特別事業」を実施している。

平成23年度から25年度における事業の実施状況は、図表3-(2)-④のとおり、全都道府県で実施されており、1都道府県当たりの平均執行額は368万円である(食育に係る事業規模は不明)。

図表 3-(2)-4 8020 運動推進特別事業の実施都道府県及び執行額

(単位:都道府県、百万円)

| | | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | /13/1· (/ - / - / - / - / - / - / - / - / - |
|----------------|----------|---------------------------------------|---|
| 区 分 | 平成 23 年度 | 24 | 25 |
| 実施都道府県数 | 47 | 47 | 47 |
| 執 行 額 | 375 | 196 | 173 |
| 1都道府県当たりの平均執行額 | 7. 98 | 4. 17 | 3. 68 |

⁽注)1 当省の調査による。

(イ) 効果の把握結果

調査した27都道府県のうち、平成23年度から25年度までの間に「地域における食育に関する事業」(注) を実施したものは13都道府県となっている。

(注) 平成21年度から24年度までの実施要綱には、食育に関する事業メニューが明示されていないため、都 道府県が食育に関連すると判断した事業を「食育に関する事業」とすることとした。25年度について は、実施要綱の「カ 地域における食育に関する事業」を対象とした。

このうち、平成25年度に実施された事業の内容を例示すると、図表3-(2)-⑤ のとおりであり、高齢者施設利用者の口腔ケア、食生活改善推進員を対象とした研修会等となっている。

^{2 「1} 都道府県当たりの執行額」は「執行額」を「実施都道府県数」で除して算出した。

図表 3-(2)-⑤ 平成 25 年度における「地域における食育に関する事業」の 主な事業内容及び事業効果

| 都道 府県 | 事業費 (千円) | 主な事業内容 | 事業効果 |
|----------|----------|---|---|
| 岩手県 | 2, 348 | ○ 健康いわて21プランロ腔保健領域重点化 事業 高齢者施設利用者の口腔ケア及び施設職 員への指導の実施(延べ15回、延べ172人 に実施)等 | 高齢者、要介護 者等の歯科保健状 況の改善、施設職 員の資質向上等が 図られた。 |
| 新潟県 | 43 | ○ 地域食育歯ッピースマイル事業 食習慣と口腔機能等の関わりを内容とす る食生活改善推進員を対象とした研修会の 実施(参加者 95 人) | 家庭、地域等へ 普及するための多 方面からのアプロ ーチの可能性の向 上につながった。 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表には、平成25年度に事業を実施した9都道府県における、実施要綱の「カ地域における食育に関する事業」の事業費が最多及び最少のものを例示した。

厚生労働省は、平成26年度行政事業レビューにおいて、8020運動推進特別事業の成果指標として、「80歳で20本以上の歯を有している人の割合」(6年ごとの調査)を用いて評価を行っている。その結果は、平成17年度の20%が23年度は40%となっているため、事業に一定の効果はあったと評価している。

しかし、研修会を主体とする事業内容や1都道府県当たりの平均執行額は368 万円であるが、実施要綱上、食育に関連する事業メニューを含めた複数の事業 メニューがあることから、事業実施主体は複数の事業を実施しているため、食 育に係る事業規模は不明である。

エ 「食事バランスガイド」等各種指針

第2次基本計画は、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」(平成27年度までに60%以上)を目標としており、その達成状況は、21年度から26年度までに50.2%から57.8%の間で推移している。

厚生労働省は、国民の健全な食生活を実現することを目的として、「食事バランスガイド」等の各種指針を作成しており、上記目標の達成状況は、食事バランスガイド」等の各種指針を参考にしている人の割合を調査することにより測っている。

(7) 各種指針等の概要

a 食事バランスガイド

「食事バランスガイド」は、国民の健康作りを目的とし、1 日に何をどれだけ食べたらよいかの目安をイラストで示しているもので、厚生労働省及び農林水産省が共同で平成17年6月に作成し、両省のホームページに公表している。

b 日本人の食事摂取基準(2010年版)

「日本人の食事摂取基準 (2010 年版)」は、国民の健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的とするもので、エネルギー及び各栄養素の摂取量の基準を示している。同基準は、保健所の栄養士等の専門家が栄養指導等を行う上での基礎データとして、厚生労働省が平成 21 年 5 月に作成し、ホームページに公表している。

c 妊産婦のための食生活指針

「妊産婦のための食生活指針」は、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現を目的とするもので、何をどれだけどのように食べたらよいかを分かりやすく伝えるための指針を示すとともに、肥満や低体重(やせ)といった妊婦個々の体格に応じて適切な体重増加量が確保されるよう、その目安を示している。同指針は、保健医療従事者等が活用するものとして、厚生労働省が平成18年2月に作成し、ホームページに公表している。

d 授乳・離乳の支援ガイド

「授乳・離乳の支援ガイド」は、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者が、所属する施設や専門領域が異なっても、基本的事項を共有化し、授乳・離乳の支援を進めることを目的とするもので、授乳・離乳支援のポイント等を示している。同ガイドは、保健医療従事者等が活用するものとして、厚生労働省が平成19年3月に作成し、ホームページに公表している。

e 児童福祉施設における食事の提供ガイド

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」は、子どもの健やかな発育・発達を支援することを目的とするもので、児童福祉施設における食事の提供、栄養管理を実践するに当たっての考え方等を示している。同ガイドは、給食実務の担当者等が活用するものとして、厚生労働省が平成22年3月に作成し、ホームページに公表している。

f 保育所における食事の提供ガイドライン

「保育所における食事の提供ガイドライン」は、子どもの心身の健やかな成長及び保育の質の向上を目的とするもので、保育所における食事の提供の具体的なあり方等を示している。同ガイドラインは、保育所職員等が活用するものとして、厚生労働省が平成24年3月に作成し、ホームページに公表している。

(イ) 食事バランスガイドの活用状況等

農林水産省が把握している食事バランスガイドの認知度及び参考度をみると、図表 3-(2)-⑥のとおり、認知度は、平成 20 年度の 70.3%をピークに減少傾向にあり、25 年度は 55.6%となっている。参考度についても同様であり、21 年度の 77.7%をピークに減少傾向にあり、25 年度は 59.5%となっている。

図表 3-(2)-⑥ 食事バランスガイドの認知度及び参考度の推移

(単位:%)

| 区 分 | 平成 20 年度 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|-----|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知度 | 70.3 | 56. 7 | 60.4 | 61. 0 | 61.0 | 55. 6 |
| 参考度 | 69.8 | 77.7 | 66. 3 | 61.4 | 65. 9 | 59. 5 |

- (注) 1 農林水産省が実施している「「食事バランスガイド」認知度及び参考度に関する全国調査」(平成 20~22 年度)及び「食生活及び農林漁業体験に関する調査」(平成 23~25年度)に基づき当省が作成した。
 - 2 認知度は、「内容を含め知っている」又は「名前程度は聞いたことがある」と回答した合計である。
 - 3 参考度は、食事バランスガイドを「内容も含めて知っている」と回答した者が「いつも参考にしている」、「時々参考にしている」又は「たまに参考にしている」と回答した合計である。

厚生労働省及び農林水産省では、食事バランスガイドの認知度及び参考度 の低下について、予算の制約などから、情報発信の中核媒体を紙からホーム ページに変えたことが一因であるとし、引き続き認知度及び参考度の向上に 向け努力したいとしている。

(ウ) 効果の把握結果

食事バランスガイド等の周知状況及び研修教材としての活用状況を把握した 結果は、以下のとおりである。

a 食事バランスガイド

調査した27都道府県及び72市区町村では、1市区町村を除き、野菜摂取キャンペーンにおける住民への配布等により、食事バランスガイドを周知・活用している。

b 日本人の食事摂取基準等

平成 21 年度から 25 年度までの間における、調査した 27 都道府県及び 72 市区町村の「日本人の食事摂取基準」、「妊産婦のための食生活指針」、「授乳・離乳の支援ガイド」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」及び「保育所における食事の提供ガイドライン」の周知・活用状況は、図表 3-(2)-⑦のとおりである。

これらの指針等は、保健所栄養士、保健医療従事者等の専門家の活用を想定した資料である。

図表 3-(2)-⑦ 日本人の食事摂取基準等を周知・活用している都道府県数 及び市区町村数 (単位: 都道府県、市町村、%)

周知・活用している 周知・活用している 区 分 都道府県数 市区町村数 日本人の食事摂取基準 24 (88.9) 56 (77.8) 妊産婦のための食生活指針 8 (29.6) 60 (83.3) 授乳・離乳の支援ガイド 11 (40.7) 70 (97.2) 児童福祉施設における食事の提供ガイド 15 (55.6) 47 (65.3) 保育所における食事の提供ガイドライン 16 (59. 3) 51 (70.8)

27

72

(注) 当省の調査結果による。

調查対象都道府県 • 市区町村数

また、平成21年度から25年度までの間に、調査した63保育所において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を活用しているところは25保育所(39.7%)、「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用しているところは33保育所(52.4%)となっている。

なお、これらの指針を活用していない保育所の中には、市区町村等が独自に 作成した食事の提供ガイドを活用しているところもみられた。

(3) 農林漁業体験促進のための取組の状況

(要旨)

(農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」(平成27年度までに30%以上)を目標としているが、23年度以降、実績が30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している(「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることが目標とされている。)。

調査した27都道府県のうち、この目標と同じ目標を都道府県食育推進計画に設定しているものは5都道府県(18.5%)、類似の目標を設定しているものは10都道府県(37.0%)、この目標を取り入れていないものは12都道府県(44.4%)となっており、都道府県との連携が必ずしも十分に図られていない中でも目標が達成されている。

この目標の達成状況は、農林水産省が20歳から69歳までの個人を特定した郵送 方式によるアンケート調査の結果により測っているが、農林漁業体験の経験の設 間には、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。

(農林漁業体験を促進するための取組)

調査した7地方農政局等(沖縄総合事務局を除く。以下同じ。)における農林漁業体験を促進するための取組の状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(以下「活性化プロジェクト交付金」という。)により実施されている「地域間交流拠点の整備」の中で、「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」の整備が事業として実施されている。
- ② 都市農村共生・対流総合対策交付金(以下「共生・対流交付金」という。)等により実施されている「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、小学生に1学年単位の規模で農山漁村体験をさせるものであり、平成20年度から25年度までの間に155の受入モデル地域において、累計で約15万人の児童が体験を行っている。
- ③ 消費・安全対策交付金により実施されている「日本型食生活等の普及促進」の中で、農作業等体験機会の提供が事業として実施されている。

ア 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標

第2次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」(平成27年度までに30%以上)を目標としているが、23年度以降、実績が30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している(「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、農林漁業体験を経験した国民の割合を5年後に35%とすることが目標とされている。)。

調査した27都道府県のうち、この目標と同じ目標を都道府県食育推進計画に設定しているものは5都道府県(18.5%)、類似の目標を設定しているものは10都道府県(37.0%)、この目標を取り入れていないものは12都道府県(44.4%)となっており(前述第3の1の(2)参照)、都道府県との連携が必ずしも十分に図られていない中でも目標が達成されている。

この目標の達成状況は、20歳から69歳までの個人を特定した郵送方式によるアンケート調査(食生活及び農林漁業体験に関する調査(農林水産省))により測っているが、同調査において農林漁業体験の経験の設問には、図表3-(3)-①のとおり、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。

図表3-(3)-(1) 農林漁業体験を経験した国民の割合を測定する設問等

- 平成 25 年度食生活及び農林漁業体験に関する調査(農林水産省) 調査対象:東京・近畿圏、地方圏に居住する20~69歳男女、標本数:4,000人 調査方法:郵送配布、郵送回収
- 設問 これまで、あなたまたは<u>あなたの家族の中で</u>農林漁業体験に参加したことのある人は いますか。
 - 1. いる 2. いない
- 集計
- 「1. いる」に回答した人を該当者として集計
- (注) 1 「食生活及び農林漁業体験に関する調査」等に基づき当省が作成した。
 - 2 下線は当省が付した。

イ 農林漁業体験を促進するための取組

- (7) 活性化プロジェクト交付金
 - a 制度の概要

活性化プロジェクト交付金は、その実施要綱において、農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るために交付されるものとされ、第2次基本計画の指標の一つである「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」に関連するのは、「地域間交流拠点の整備」事業メニューの「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」である。

平成23年度から25年度における活性化プロジェクト交付金のうち、「地域間交流拠点の整備」事業メニューの「農林漁業・農山漁村体験施設」の整備及び「自然環境等活用交流学習施設」の整備に係る交付実績は、図表3-(3)-②のとおり、各年度10件前後、延べ33件(複数年度にわたって実施する事業のうち、23年度から25年度までの間に1年でも事業を実施したものが含まれるので、実件数は20件となる。)、交付額は年間約9億円から12億円となっている。

図表 3-(3)-② 活性化プロジェクト交付金における農林漁業体験施設の

整備等事業への交付実績

(単位:件、万円)

| 区分 | 平成23年度 | 24 | 25 |
|-------|----------|----------|---------|
| 交付件数 | 11 | 9 | 13 |
| 交 付 額 | 121, 480 | 109, 243 | 90, 653 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成23年度から25年度の間に複数年にわたって交付を受けたものがあるため、 実交付件数は20件である。

平成23年度から25年度までの間に活性化プロジェクト交付金の交付を受けて、「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」を整備した事業の実施主体は市町村や農林漁業者等が組織する団体等で、事業内容は宿泊体験活動受入施設や農林漁業体験施設等の整備等となっている。

活性化プロジェクト交付金について、農林水産省では、平成26年行政事業 レビューにおいて、本交付金の対象事業により整備された施設は、活性化計 画(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平 成19年法律第48号)第5条第1項の活性化計画をいう。)に掲げる目標達成に向 けて十分活用されており、農山漁村における定住・交流人口等の向上に寄与 している等として、引き続き適切な事業執行に努めることとするとしている。

b 効果の把握結果

活性化プロジェクト交付金の実施要綱では、活性化計画が終了する年度の翌年度に事後評価を行うこととされており、調査した7地方農政局等の管内において、事後評価まで至った「きよさと地区活性化計画」及び「由比地区活性化計画」については、図表3-(3)-③のとおり、事業により整備された施設の利用者数は、1万8,874人と3,122人となっている。

図表 3-(3)-(3) 活性化プロジェクト交付金における農林漁業体験施設の

整備等事業の例

(単位:万円)

| 声光 力 | 字坛之丛 | 声光 中宏 | 予算 | . (うち国費 | <u>;</u>) |
|-----------------|--------|--|--------------------|----------------------|------------|
| 事業名 | 実施主体 | 事業内容 | 平成 23 年度 | 24 | 25 |
| きよさと地区 活性化計画 | 清里町 | 宿泊体験活動受入施設1式 事業期間(平成21年度~24年度)における交流人口: 1,373,005人(目標達成率77.60%) 施設供用開始から平成25年度までの施設利用者数18,874人 | 1, 458 (810) | 28, 718 (14, 326) | |
| 由比地区活性化計画 | 漁業協同組合 | 体験講習室 122 ㎡ 体験実習施設 119 ㎡ 事業期間 (平成 22 年度~24 年度) における交流人口: 6,492 人 (目標達成率 52.2%)(注2) 施設供用開始から平成 25 年 度までの施設利用者数3,122 人 | 6, 397 (3, 198) | _ | |

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 目標達成率が52.2%の由比地区活性化計画では、改善計画書を作成している。

活性化プロジェクト交付金により整備されている「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」を利用して農林漁業体験を経験した者は、施設の供用を開始している11地区の累計で約5万3,300人となっている。

(f) 共生·対流交付金

a 制度の概要等

共生・対流交付金は、その実施要綱において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援することにより、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図るものとされている。

共生・対流交付金等により実施されている「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、小学生に1学年単位の規模で農山漁村体験をさせるものであり、農林水産省、文部科学省及び総務省の連携により平成20年度から実施されている。農林水産省では、共生・対流交付金実施要綱の別表1の集落連携推進対策における「小学校をはじめとする子供の農山漁村における体験教育活動等を受け入れるための取組」を子ども農山漁村交流プロジェクトに対応するメニューとして(以下、本細目において「子ども農山漁村交流プロジェクト関連

事業」という。) 位置付けている。

子ども農山漁村交流プロジェクトにおける受入モデル地域の学校における 受入実績は、図表3-(3)-④のとおり、平成20年度から25年度までに155地域に おいて累計で約15万人の児童を受け入れている。

図表 3-(3)-④ 子ども農山漁村交流プロジェクトにおける受入モデル地域と

受入実績の推移

(単位:地域、人)

| 区 分 | 平成 20 年度 | 21 年度まで | 22 年度まで | 23 年度まで | 24年度まで | 25年度まで |
|---------|----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 受入モデル地域 | 53 | 90 | 115 | 137 | 141 | 155 |
| 受入児童数 | 約 20,000 | 約43,000 | 約70,000 | 約99,000 | 約 124,000 | 約 150,000 |

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 - 2 受入児童数は累計である。

共生・対流交付金について、農林水産省では、平成26年行政事業レビューにおいて、共生・対流交付金の対象事業は、全国に発信できるモデル事例の創出・具体化等を目的としており、効果的な情報発信を通じ、都市と農山漁村の交流等に向けた機運の醸成に大きな効果が期待できる等と評価している。

また、調査した7地方農政局等の管内における「子ども農山漁村交流プロジェクト関連事業」の実績は、図表3-(3)-⑤のとおり、平成25年度の交付件数18件、交付額は5,591万円となっている。

図表 3-(3)-(5) 子ども農山漁村交流プロジェクト関連事業の実績

(単位:件、万円)

| 区 分 | 平成 23 年度 | 24 | 25 |
|-------|----------|--------|--------|
| 交付件数 | 21 | 25 | 18 |
| 交 付 額 | 3, 852 | 4, 383 | 5, 591 |

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 平成 23 年度及び 24 年度は食と地域の交流促進対策交付金が、25 年度は共 生・対流交付金が活用されている。

b 効果の把握結果

調査した7地方農政局等の管内において、平成23年度から25年度までの間に実施された子ども農山漁村交流プロジェクト関連事業の交付金額が最多及び最少の事業内容を例示すると、図表3-(3)-⑥のとおり、パンフレットの作成や研修会の開催等となっている。

図表 3-(3)-⑥ 平成 23 年度から 25 年度に実施された子ども農山漁村交流 プロジェクト関連事業の事業内容の例

| | (ACT-)(C) T-(A) 1 |
|--|--|
| 事業実施主体 (構成メンバー) | 事 業 内 容 |
| 郡上・田舎の学校 (郡上八幡・山と川の学校ほか 民間 11 団体) | ① 子ども農山漁村交流:教育旅行プロジェクトチームの活動、地域別懇談会の実施、地域別体験メニューの企画立案、宿泊施設の基礎調査、観光との連携メニューや新たな農業体験メニューの発掘と造成、モニターツアーの実施 ② 地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム:ボランティアスタッフが地域の魅力発見を担う ③ 「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム:商店主や観光施設からの協力 ④ 人材育成:まち歩き里歩き案内人の育成(平成25年度交付金額:798万円) |
| 松崎町グリーンツーリズム推 進協議会 (松崎町、静岡県、民間企業 (3)、農林漁家等任意団体(11)) | 先進地視察、安全管理(リスクマネージメント)研修会の 実施、モニターツアーの実施、パンフレットの作成、都市 部の学校や旅行会社への誘致活動 (平成 23 年度及び 24 年度の合計交付金額:95 万円) |

(注) 当省の調査結果による

(ウ) 消費・安全対策交付金

a 制度の概要

消費・安全対策交付金は、その実施要綱において目的が4つ掲げられており、その一つである、「エ 地域における日本型食生活等の普及促進」の中で「農作業等体験機会の提供」が事業メニューとして実施されている。

平成23年度から25年度までの間における消費・安全対策交付金(日本型食生活等の普及促進に係る事業のうち、農林漁業体験の増加に資する事業)の実績は、図表3-(3)-⑦のとおり、平成25年度において、交付件数は51件、交付額は1,349万円等となっている。

図表 3-(3)-⑦ 消費・安全対策交付金(地域における日本型食生活等の普及 促進)に係る事業実績 (単位:件、万円)

| 区 分 | 平成 23 年度 | 24 | 25 |
|-------|----------|--------|--------|
| 交付件数 | 22 | 21 | 51 |
| 交付最高額 | 160. 5 | 200. 0 | 182. 4 |
| 交付最低額 | 2. 7 | 8.8 | 1. 7 |
| 交付額合計 | 945 | 1, 208 | 1, 349 |

(注) 当省の調査結果による。

事業内容は、図表3-(3)-⑧のとおり、平成23年度及び24年度は食育総合展示会等の開催等となっている。平成25年度からは農林漁業者等による生産の場における食育活動に係るメニューが新たに追加され、同年度は農作業等体験機会の提供等が主な事業内容となっている。

図表 3-(3)-8 日本型食生活等の普及促進に係る事業の実施状況

(単位:実施主体)

| | 事業の種類 | | 実施主体数 | | |
|---|------------------------|-----|-------|----|--|
| | | | 24 | 25 | |
| 1 | 地域における日本型食生活等の普及促進 | | | | |
| | (1) 食育総合展示会等の開催 | 9 | 11 | 0 | |
| | (2) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 | 13 | 10 | 0 | |
| | (3) 食育推進協議会の開催 | 0 | 0 | 0 | |
| 2 | 農林漁業者等による生産の場における食育活動 | の促進 | | | |
| | (1) 教育ファーム推進会議の開催 | 0 | 0 | 8 | |
| | (2) 指導者養成講座の開催 | 0 | 0 | 3 | |
| | (3) 農作業等体験機会の提供 | 0 | 0 | 50 | |

⁽注) 1 当省の調査結果による。

b 効果の把握結果

調査した7地方農政局等の管内において、平成25年度における消費・安全対策交付金(日本型食生活等の普及促進に係る事業)の実施事業のうち、交付金額が最多及び最少の事業内容等を例示すると、図表3-(3)-⑨のとおり、講習会や講座の開催等となっており、いずれも農業体験者数の増加率の目標は達成している。

図表 3-(3)-⑨ 平成 25 年度における日本型食生活等の普及促進に係る 事業の事業内容例

| 実施主体 | 事業内容 | 予算 (うち国費) | 目標値 |
|--------------|--|------------------------|--|
| 静岡県 | ・教育ファーム活動を推進する 団体等を対象とした講習会の 開催(1回、参加者60名) ・学校教諭、栄養士等の食育活動実践者を対象とした指導者 育成講座の実施(3回、参加者 延べ60人) ・直売所等の団体が行う食育講座の実施(6回、参加者延べ90人、指導者延べ12人) ・一般市民を対象とした生産者との交流会の実施(3回、参加者延べ90人、指導者延べ6人) | 365 万円 (182 万円) | 農業体験者数(延べ人数)の前年度からの増加率:3.8%(県全体) 実績値:24.1%(県全体) |
| 長野県の 特認団体 | ・レタス・キャベツ・ブロッコリー等の定植から収穫体験等の実施・実施回数6回、参加者延べ60名、指導者8名 | 3万4,000円 (1万7,000円) | 農業体験者数(延べ人数)の前年度からの増加率:45.4%(県全体)実績値:70.4%(県全体) |

⁽注) 1 当省の調査結果による。

² 一つの事業実施主体が複数のメニューを実施している場合があるため、実施主体数は、図表 3-(3)-⑦の交付件数と合わない場合がある。

² 消費・安全対策交付金の実施要綱等において、目標値は都道府県全体の目標値を設定することとされている。

(4) 食の安全に関する取組の状況

(要旨)

(食の安全に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」(平成27年度までに90%以上)を目標としており、その達成状況は、26年度で70.1%となっている。

調査した27都道府県のうち23都道府県が、目標に関するデータを保有していない (7都道府県)、目標中の「食品の安全性」の定義が曖昧で目標設定に困難を感じる (4都道府県)などといった理由から、この目標を都道府県食育推進計画に取り入 れていない。

(食の安全に関するリスクコミュニケーション)

消費者庁は、この目標に関連する施策として、放射性物質、健康食品、農薬等のテーマ別に、食の安全に関するリスクコミュニケーション(関係者間で情報や意見を相互に交換すること)を実施しており、その効果を意見交換会参加者の理解度(アンケート調査結果)で測っている。

ア 食の安全に係る第2次基本計画における目標

第2次基本計画は、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」(平成27年度までに90%以上)を目標としており、その達成状況は、26年度で70.1%となっている。

前述第3の1の(2)のとおり、調査対象とした27都道府県のうち23都道府県が、目標に関するデータを保有していない(7都道府県)、目標中の「食品の安全性」の定義が曖昧で目標設定に困難を感じる(4都道府県)などといった理由から、この目標を都道府県食育推進計画に取り入れていない。

イ 食の安全に関するリスクコミュニケーション

(7) 制度の概要

消費者庁は、上記目標に関連する施策として、放射性物質、健康食品、農薬等のテーマ別に、リスク評価を行う食品安全委員会、リスク評価に基づいて食品の安全性確保のための規制や指導等のリスク管理を行う厚生労働省、農林水産省等のほか、地方公共団体、消費者団体等と連携して、食の安全に関するリスクコミュニケーション(関係者間で情報や意見を相互に交換すること)を実施している。

消費者庁では、食の安全に関するリスクコミュニケーションの効果を意見交換会参加者の理解度(アンケート調査結果)により測っている。

(イ) 効果の把握結果

国が開催する食の安全に関するリスクコミュニケーションは、関係府省による単独開催、複数府省による共催、地方公共団体等との共催等となっている。 平成23年度から25年度における国が関与したリスクコミュニケーションの 開催状況は、図表3-(4)のとおり、年間100回から300回程度となっている。

リスクコミュニケーションの参加者の評価については、調査した27都道府県のうち3都道府県でアンケート調査を実施しており、その結果は、参加者の8割以上が「理解が深まった」等と肯定的に評価している。

図表 3-(4) 国が関与した食の安全に関するリスクコミュニケー ションの開催回数 (単位:回)

| | 区 分 | 平成 23 年度 | 24 | 25 |
|--|-----------|----------|----------|---------|
| | 開催回数 | 116 | 294 | 183 |
| | (消費者庁) | 48(0) | 180 (32) | 104(13) |
| | (食品安全委員会) | 43(7) | 52 (29) | 50 (29) |
| | (厚生労働省) | 15(7) | 34 (32) | 19(13) |
| | (農林水産省) | 10(0) | 28 (27) | 10(8) |

⁽注) 1 当省の調査結果による。

^{2 ()} 内は開催回数のうち、他省庁との共催による開催回数である。

第4 評価の結果及び意見

1 評価の結果

(1) 目標の達成状況についての評価

ア 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価

第 2 次基本計画(平成 23 年度から 27 年度)では、食育に関する 11 の目標の 達成度合いを測るために 13 の目標値が設定されている。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目(平成26年度)の実績で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の各行政機関共通区分に当てはめた場合、評価の結果は「進展が大きくない」と判定される。

11 目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが 2 目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが 6 目標、基準値と比較し数値が悪化しているものが 3 目標となっている。

- ① 目標期間終了前の現段階で目標を超過して達成している 2 目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。
- ② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している 6目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食 生活を送っている国民の割合の増加」等である。
- ③ 基準値と比較して数値が悪化している 3 目標は、「食育に関心を持っている 国民の割合の増加」、「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」等である。

イ 目標の設定に関する考察

第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のような状況がみられ、都道府県の目標設定への支援が課題であると考えられる。

- ① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。
- ② 調査した 27 都道府県では、次のとおり、第 2 次基本計画の目標が都道府県 食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目 標値の間の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる。
 - (a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れていない場合があり、その数は、11 目標別にそれぞれ 1 都道府県(3.7%)から 23 都道府県(85.2%)となっている(都道府県が最も取り入れていない目標は「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」である。)。

- (b) 「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、11 都道府県から 13 都道府県が、これらの目標に代え、自らが把握したデータを基に設定した健康増進法に基づく都道府県健康増進計画の目標(野菜の摂取量や肥満者の割合等)などを設定している。
- (c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあるため、「朝食を欠食する国民の割合の減少」などは、全都道府県の目標値を積み上げても、国の目標値を達成することができないものとなっている。

都道府県は、食育推進基本計画を基本として、都道府県食育推進計画を作成するとされている(食育基本法第17条第1項)が、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定すること(同法第10条後段)とされているため、必ずしも国の目標と全く同じ目標を設定する必要はない。

しかし、国は、食育を国民運動として推進するため、国や地方公共団体を始め多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である(第2次基本計画)との考え方により目標を設定していることから、都道府県の理解を得るよう努める必要がある。

また、都道府県は、国の目標をベースとした都道府県別の目標を設定できない理由として、都道府県別のデータがないことなどを挙げている。

この課題を解決するためには、例えば、国が行っている統計調査のサンプル 数を増やすことも考えられるが、多額の予算が必要となるため、別途効率的な 方法を考えていくことが必要である。

(2) 当省のアンケート調査の結果

本政策評価では、国民の食生活の状況、食育に関する意識等を把握するため、アンケート調査を実施した。このうち、第2次基本計画の目標に関連する設問への回答結果は、以下のとおりであり、望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応が課題であると考えられる。

- ① 「家族との食事」、「朝食を食べること」、「栄養バランスに配慮した食生活」、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防」、「食事の食べ方」、「農林漁業体験」及び「食品の安全性に関する知識」について、望ましい食生活を送っている人や食育に関する意識の高い人の割合は、第2次基本計画の目標の達成状況とおおむね同じ結果となった。
- ② 一方、望ましい食生活を送っていない人や食育に関する意識の高くない人に、 その理由を聞いたところ、「時間がない」、「必要性を感じない」、「面倒」、「これ

までに習慣がない」といった回答が多く、望ましい食生活や食育に関する意識を 妨げるものとして、労働時間の長さや食生活を重視しない人の存在が背景にある ことが示唆された。

(3) 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況

- ア 学校における食に関する指導等の状況
- (7) 栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況

(栄養教諭)

学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう栄養教諭制度が創設され(平成17年4月施行)、平成27年4月現在、全国の小中学校等に5,356人の栄養教諭が配置されている。

一方、第2次基本計画では、朝食を欠食する国民(子ども)の割合の減少(平成27年度までに0%)を目標としており、その達成状況は、22年度において1.5%となっている。

また、文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標(アウトカム)として、「朝食を欠食する子どもの割合0%」を設定し、その活動指標(アウトプット)として栄養教諭配置数の増加を置いている。

栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況について調査した結果は、以下のとおりであり、栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与は明確には把握できなかった。

- ① 当省のアンケート調査結果では、専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校に比べて「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだ」とする回答が多かった。
- ② 一方、同じくアンケート調査結果では、栄養教諭の配置にかかわらず、朝食を毎日食べる児童は9割を超えており、児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。なお、栄養教諭の配置率の伸びと小学6年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、両者の相関は低かった。

これらのことから、栄養教諭配置の効果の把握が必要であると考えられる。

(食に関する指導に係る全体計画の作成・評価状況)

文部科学省の食指導の手引では、学校ごとに全体計画を作成するとともに、 全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することを求めている。

調査した27都道府県教育委員会及び64公立小学校における全体計画の作

- 成・評価状況は、以下のとおりであり、全体計画の評価の実施が課題である。
- ① 平成25年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた 25都道府県教育委員会では、管内の1万8,911校のうち、1万8,592校(98.3%) が全体計画を作成している。
- ② 平成25年度に全体計画を作成している62公立小学校のうち17校(27.4%)は、全体計画に基づく食に関する指導等の取組状況を評価していない。一方、評価している45校(72.6%)の中には、評価結果を翌年度の全体計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

(食生活学習教材の活用状況)

文部科学省は、平成16年度以降、毎年度、食生活学習教材を作成し、全国の 国公私立小学校の1年生、3年生及び5年生に配布している。

調査した64公立小学校では、平成25年度に、低学年は46校(71.9%)、中学年は38校(59.4%)、高学年は39校(60.9%)が、各教科、学校給食の時間等に、食生活学習教材を活用している。

食生活学習教材を活用している小学校からは、同教材を分かりやすいと評価する意見がある一方、同教材の挿絵、図等を加工できるようにしてほしい等の改善を求める意見がみられた。

なお、文部科学省は、平成27年度中に食生活学習教材を見直す予定であると している。

(イ) 栄養教諭を中核とした食育推進事業の状況

地域食育推進事業及び食育支援者派遣事業の平成23年度から25年度までの実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地域食育推進事業については、調査した93教育委員会(27都道府県教育委員会及び66市町村教育委員会)のうち、27教育委員会(22都道府県教育委員会及び5市町村教育委員会)が事業を受託していた。事業の効果について、学校や地域の食育に関する連携体制の整備に役立ったといった意見がみられた。
- ② 食育支援者派遣事業については、10都道府県教育委員会が事業を実施していた。このうち、1教育委員会では、食育支援者を派遣した市において、学校給食における地場産物の活用割合が増加していた。

なお、両事業は、平成25年度で廃止され、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

(ウ) 学校給食における地場産物の活用促進のための取組の状況

地場産物活用促進事業及び食育教材開発事業の平成23年度から25年度まで

の間の事業の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地場産物活用促進事業については、調査した27都道府県学校給食会のうち 5都道府県学校給食会が事業を受託し、学校給食のメニュー開発コンテスト、 学校給食調理員を対象とした調理講習会を開催するなどの取組を実施して いる。
- ② 食育教材開発事業については、調査した27都道府県教育委員会のうち、兵庫県教育委員会が平成25年度に事業を受託し、学級担任や栄養教諭等が、学校給食で使用する地場産物と関連付けながら指導できる教材(CD-ROM)を作成し、全公立学校及び栄養教諭等に配布している。

なお、両事業は、平成 25 年度で廃止され、26 年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

イ 健全な食生活実現のための取組の状況

(内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に係る第2次基本計画における 目標)

第2次基本計画は、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や 改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」(平成27年度までに50%以上)を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに40.2%から42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着 目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標は、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防・改善に着目しており、食事のほか、運動等の実践を含み、その達成状況を測るアンケート調査でも、①適切な食事のみならず、②定期的な運動及び③週に複数回の体重計測を含めた3つの選択肢から一つを選択すること(単一回答)になっている。

しかし、食生活と関係する生活習慣病は、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に限られるものではなく、食生活と定期的な運動や週に複数回の体重 計測との関連性も強いとはいえない。

(糖尿病予防戦略事業)

厚生労働省は、糖尿病予防戦略事業の成果を、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」(国民健康・栄養調査)を指標として測っており、平成23年度及び24年度については、目標を達成しているため、事業の効果があったと評価している。

しかし、講習会などを主体とする事業内容や1都道府県又は市区町村当たりの 事業予算額は195万円と小規模である本事業に対して、当該事業の寄与の程度が 明らかでない大きな目標(全国ベースの糖尿病の有病率)で評価がなされている。 一方、平成23年度から25年度に糖尿病予防戦略事業を実施していた19都道府県等では、事業報告書が確認できた104事業メニューのうち、プロセス評価の実施が77事業メニュー(74.0%)、アウトカム評価の実施が4事業メニュー(3.8%)と不徹底となっているが、1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は195万円と小規模な事業であることを踏まえれば、合規性の観点からの検討とともに、評価の作業負担が過度になっていないかを検討する必要がある。

適切な作業負担の下で事業効果の全体を把握できれば、食育に関する目標の達成への寄与を測る上で有益である。

(8020運動推進特別事業)

厚生労働省は、「8020 (ハチマルニイマル) 運動」を推進するための8020運動 推進特別事業を実施している。同省は、この事業の成果を、80歳で20本以上の歯 を保有している人の割合 (6年ごとの調査) を指標として測っており、平成17年 度の20%が、23年度には40%となっているため、一定の効果があると評価してい る。

しかし、本事業の場合、事業の効果が、目標の達成にどの程度寄与しているの かは明らかとなっておらず、事業の効果の把握が必要であると考えられる。

(「食事バランスガイド」等各種指針)

第2次基本計画は、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」(平成27年度までに60%以上)を目標としており、この目標の達成状況は、「食事バランスガイド」等の指針を参考にしている人の割合を調査することにより測っている。

また、農林水産省の調査では、「食事バランスガイド」の認知度は、平成20年度の70.3%が、25年度には55.6%に低下している。

ウ 農林漁業体験促進のための取組の状況

(農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」(平成27年度までに30%以上)を目標としているが、23年度以降、実績が30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している。

この目標の達成状況は、農林水産省が20歳から69歳までの個人を特定した郵送方式によるアンケート調査の結果により測っているが、農林漁業体験の経験の設問には、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。分母は回答者本人であるが、分子は回答者本人とその家族となっているため、分母と分子が対応しておらず、割合が膨らんでいると考えられる。

(農林漁業体験を促進するための取組)

調査した7地方農政局等における農林漁業体験を促進するための取組の状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 活性化プロジェクト交付金により実施されている「地域間交流拠点の整備」 の中で、「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学習施設」 の整備が事業として実施されている。
- ② 共生・対流交付金等により実施されている「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、小学生に1学年単位の規模で農山漁村体験をさせるものであり、平成20年度から25年度までに155の受入モデル地域において、累計で約15万人の児童が体験を行っている。
- ③ 消費・安全対策交付金により実施されている「日本型食生活の普及促進」の中で、農作業等体験機会の提供が事業として実施されている。

エ 食の安全に関する取組の状況

(食の安全に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」(平成27年度までに90%以上)を目標としており、その達成状況は、26年度で70.1%となっている。

調査した27都道府県のうち23都道府県が、目標に関するデータを保有していない(7都道府県)、目標中の「食品の安全性」の定義が曖昧で目標設定に困難を感じる(4都道府県)などといった理由から、この目標を都道府県食育推進計画に取り入れていない。

(食の安全に関するリスクコミュニケーション)

消費者庁は、この目標に関連する施策として、食の安全に関するリスクコミュニケーションを実施しており、その効果を意見交換会参加者の理解度(アンケート調査結果)で測っている。

2 意見

(1) 都道府県の目標設定の支援

国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、国の目標について、都道府 県に対してできるだけ丁寧な説明を行い、情報を提供していくなど、都道府県が国と 連携した目標の設定を検討することを支援することが適当である。

(内閣府)

(2) 望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応

食育を国民運動として推進しはじめてから10年が経過したが、食生活を重視しない 人の存在など生活スタイルの変化や一人暮らし高齢者の増加など家族の状況も様々 になってきている。こうした様々な状況へ対応した食育を推進していくことが適当で ある。

(内閣府)

(3) 栄養教諭制度の効果の把握等

子どもに対する食育については、保護者を始め、担任など様々な場面で子どもの指導に関わっている者が一体的に進めているものであるが、その中で栄養教諭は学校における食育の中核を担っていることから、栄養教諭等の配置による効果を把握することが適当である。

また、食に関する指導に係る全体計画については、ほぼ全ての学校において作成されており、学校における食に関する指導をより充実させるためにも、全体計画の評価の実施について指導することが適当である。

さらに、食生活学習教材については、更に学校現場の意見を反映させた内容の充実 を図り、その利用を促進することが適当である。

(文部科学省)

(4) 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) に係る第2次基本計画における目標 の見直し並びに糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業の効果の把握

第2次基本計画の目標である「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合」については、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を含む生活習慣病全般の予防や改善のための食育の推進状況が適切に測れるよう、目標を見直すことが適当である。

(内閣府・厚生労働省)

また、糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業は、事業の内容や規模とは釣り合わない大きな目標に照らして評価されているため、中間段階での指標や具体的な活動実績に基づき、事業の効果を把握することが適当である。その際、少額の事業が多いことを踏まえ、評価のために過度の作業負担が伴わないよう評価手法を検討する

(厚生労働省)

(5) 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標の測定値の 把握方法等の見直し

第2次基本計画の目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合」については、 測定値の把握方法その他適切な見直しを行うことが適当である。

(農林水産省)